

# 平成 19 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

北見工業大学

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



# 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	18
基準6 教育の成果	27
基準7 学生支援等	30
基準8 施設・設備	34
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	37
基準10 財務	40
基準11 管理運営	42
<参 考>	47
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	49
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	50
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	52



## 独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

19年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～20年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	国立大学協会専務理事
鮎川恭三	前愛媛大学長
池端雪浦	前東京外国語大学長
内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問
岡本靖正	前東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	信州大学監事
北原保雄	日本学生支援機構理事長
木村靖二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児玉隆夫	学校法人帝塚山学院学院長
後藤祥子	日本女子大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	前東京都立九段高等学校長
曾我直弘	滋賀県立大学長
舘昭	桜美林大学教授
檜崎憲二	読売新聞西部本社編集局長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
平野眞一	名古屋大学総長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前原澄子	京都橘大学看護学部長
森正夫	公立大学協会相談役
森本尚武	前信州大学長
山内一郎	学校法人関西学院理事長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	産業技術総合研究所理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

## (2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事、前電気通信大学長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
後 藤 祥 子	学校法人日本女子大学理事長、日本女子大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長、千葉大学名誉教授
森 正 夫	公立大学協会相談役、前愛知県立大学長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

## (3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第7部会)

井 田 憲 一	前橋工科大学副学長
○尾 池 和 夫	京都大学総長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
岡 本 和 夫	東京大学教授
北 村 新 三	神戸大学名誉教授
○小 島 陽	長岡技術科学大学長
◎児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
○西 永 頌	豊橋技術科学大学長
西 脇 信 彦	東京農工大学教授
古 山 正 雄	京都工芸繊維大学理事・副学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

## (4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
○清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

##### (2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

##### (3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。



## I 認証評価結果

北見工業大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成16年度以降教員の任期制を導入し、本人の同意の下に約70%の教員が移行している。
- 学生による授業評価アンケート調査を全教科について実施し、アンケート結果と学生のコメントを教員に通知するとともに、学生からの評価が低い教員の授業参観を役員が行い、学長からのコメントを文書で渡すなどの改善指導を行っている。
- 教員評価の結果を研究費配分及び給与に顕著に反映させている。
- 平成16年度には、文部科学省現代GPに「ITによる地域活性化教育支援システム」が採択され、IT技術を活用した学生及び地域技術者の資格取得支援が行われている。
- 平成19年度には、文部科学省学生支援GPに「夢を育むe-学生支援」が採択されている。
- 地域ぐるみの後援会KITげんき会による教育支援効果が大きい。
- 学長のリーダーシップの下に積極的に改革に取り組んでいる。
- 教職員・学生が一体となって環境対策への取組を推進し、平成19年3月にISO14001の認証を取得している。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 教育活動に関する資料・データ等は十分に蓄積されているが、その整理と系統的・継続的な分析を一括して行う体制の整備が期待される。

## II 基準ごとの評価

### 基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

#### 【評価結果】

基準 1 を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

学士課程の目的が、学則第 1 条において、「本学は、教育基本法 の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに深く専門の学術を教授研究し、もって国家社会に寄与し、あわせて産業の興隆と文化の進展に貢献することを目的とする。」と定められており、さらに、工科系単科大学として科学技術を取り巻く社会情勢の変遷・社会の要請に対応すべく、理念、使命、基本目標を定め、大学概要、ウェブサイト、シラバスに明示されている。

理念と使命の中に、「個々の専門分野についての基盤的な技術、知識を有するのみならず、学際領域や新しい分野の開拓にも柔軟に対応できる能力を持ち、自然と調和した科学技術の発展と国際社会への対応も念頭においた技術開発を行い得る人材を養成する。これによって、地域社会の発展はもとより、国家・国際社会の安全と平和および文化の進展に貢献する大学を目指す」と明記されている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則に定められている目的は、教育基本法並びに学校教育法第 52 条を遵守したものである。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院規程第 1 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。また、基本目標において、「創造性に富み企画力や指導力も発揮できる高度技術者を養成する。そのため、独創的で高度な教育研究を推進する中で「未来志向を喚起する教育」を行い、「知」の世紀をリードできる個性ある技術者・研究者を養成することを目指す。」と定めている。さらに、「学部・大学院を通して、国際社会に適応可能な語学力と素養も身につけさせることで、多様な異文化との協調を図りながら、新しい時代を切り拓くたくましい日本人を育成できるよう「人間力教育」の充実も目指す。」と謳っている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるも

のではないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

平成 16 年の国立大学法人化を受け、中期目標・中期計画の策定に際して、全学的な検討課題として大学の目的について議論を進めるとともに、全学的に大学の目的が周知されるように努めている。また、新任の教職員に対しては、新任者研修において周知を図っている。さらに、工科系単科大学ということもあり、全学科が日本技術者教育認定機構（J A B E E）による技術者教育プログラム対応を進めている。既に受審してコース認定を受けている土木開発工学科はもとより、受審を計画している残りの学科についても学科の教育目標を設定している。全学教職員向けの全学説明会及び教授会等で学長から大学等の目的について説明がなされるとともに、大学概要やウェブサイト等を通じて広く教職員に周知されている。また、学生に対しては、シラバスに記載するとともに、入学時の学科ごとに実施するガイダンスにおいてもその内容を説明することにより周知を図っている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

「大学の目的」の社会への公表は、主として大学概要の配布で行っている。概要の印刷部数は 2,000 部で、学内ばかりでなく学外にも広く配布されている。また、ウェブサイトにも、「北見工業大学のビジョン」として、理念と使命、基本目標を記載し広く周知を図っている。

入学志願者、高等学校関係者に対しては、ウェブサイトにもアドミッション・ポリシーとともに「教育理念」を記載し、周知を図っている。

在学生父母を対象とした父母懇談会を平成 8 年以降毎年実施している。父母懇談会は、在学生の修学状況を父母に伝えるとともに、父母が大学について普段知りたいと考えていることを教員との対話を通して伝えるよう、懇談会に際して「大学の目的」を父母に伝え理解してもらうことも重要なこととして取り組んでいる。父母懇談会では、大学概要等の配布はもとより、学長から父母への大学説明の中で、「大学の目的」についての説明がなされている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号、施行日：平成 19 年 12 月 26 日）」施行に伴い、学校教育法第 52 条は第 83 条に、同法第 65 条は第 99 条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

**基準2 教育研究組織（実施体制）**

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。  
 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準2を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部は、「教育基本法にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに深く専門の学術を教授研究し、もって国家社会に寄与し、あわせて産業の興隆と文化の進展に貢献すること」を目的とし、総合的な視野を踏まえた実践的問題解決力を有する技術者を養成することを使命としている。この使命を達成するため、教養教育では、「幅広く深い教養」と「豊かな人間性」を育むとともに、発表力、文章力のような「学術リテラシー」を身に付けさせ、国際観、倫理観等の人間力を高める教育を行うこと、専門教育においては、工学専門分野の基礎学力を修得した上で応用課題についての体験学習を通じて理解力、判断力、応用力、問題解決力などを高める教育を行うことを目標としている。研究では、「自然と調和するテクノロジーの発展を目指して」をスローガンに掲げ、寒冷域のエネルギー・環境分野、社会基盤分野、バイオ・材料科学分野、情報科学分野に関する研究を重点化している。以上に述べた教育研究の目標を達成するため、機械システム工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、化学システム工学科、機能材料工学科、土木開発工学科の6学科と共通講座で構成される工学部を設置している。学科構成は、工学における基盤技術を体系化したものとなっており、当該大学の重点研究分野にも対応している。また、共通講座には、副専門コースとして、精神と身体、産業と社会、芸術と文化の3コースが設置されており、教養教育の目的である「幅広く深い教養」、「豊かな人間性」、「学術リテラシー」等を育む構成となっている。

なお、平成20年度から、3系列（機械・社会環境系、情報電気エレクトロニクス系、バイオ環境・マテリアル系）、6学科（機械工学科、社会環境工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、バイオ環境化学科、マテリアル工学科）、13コースに改組されることが決まっている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育では、「幅広く深い教養」と「豊かな人間性」を育むとともに、発表力、文章力のような「学術リテラシー」を身に付けさせ、国際観、倫理観等の「人間力」を高める教育を行うことを目指している。そのため、大学入学初年次には4～6人グループの少人数導入教育を各学科で入門コースとして設けるとともに、「英語コミュニケーション」などのCALLシステム（Computer Assisted Language Learning system）による語学コミュニケーション能力の向上や技術者倫理に関する科目「工学倫理」を必修科目として開講している。

教養教育は、学部のみならず大学院にも関わる科目として位置付けられ、共通講座所属の教員だけにと

どまらず学科所属の教員も担当している。教養教育の実施方法とその効果は教務委員会で定期的に審議されている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」を目的として工学研究科が設置され、「我が国の産業社会を支える高度な専門的知識と国際性を備えた高度技術者を養成すること」を使命としている。この使命を達成するため、「未来志向を喚起する教育」を行い、「知」の世紀をリードする個性ある高度技術者・研究者を養成すること、国際性、企画力、指導力、創造性を兼ね備えた人材を養成することを方針としている。博士前期課程は積み上げ方式を採用しており、学部と同一名称の6専攻が設置されている。博士後期課程は区分制であり、博士前期課程の6専攻を機能的に融合したシステム工学専攻と物質工学専攻の2専攻が設置されている。これらの専攻では、関連する学科における教育・研究成果の上に立った発展的でより専門的な教育研究と専攻共通に係る学際的教育を行い、専門的な業務に従事する自立した技術者として必要な能力と学識を養成している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学内共同教育研究施設として、地域共同研究センター、機器分析センター、未利用エネルギー研究センター、情報処理センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（SVBL）、ものづくりセンターの6つの教育研究支援センター、並びに教育研究の国際化推進組織として国際交流センターを設置している。

「実践的で確実な工学基礎能力の養成」を教育方針とし、「立地環境に根ざした個性的な研究の発展」を研究目標として、中期目標・中期計画において、寒冷域をキーワードとしたエネルギー・環境分野、社会基盤分野、バイオ・材料科学分野、情報科学分野を4重点研究分野に掲げている。これらの方針と目標に基づいた教育・研究は、各学科や専攻で行われるとともに、学科・専攻を横断する研究プロジェクトについてはセンターが中心となって展開している。すなわち、地域共同研究センター、未利用エネルギー研究センター、機器分析センター及び情報処理センターの各センター長は、それぞれに関連の深い重点研究分野をプロジェクトマネージャーとして統括し、学科・専攻における教育研究と密接な連携を図っている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するために、教育研究評議会、教授会を設置している。教育研究評議会では、教育研究に関する中期計画及び年度計画、学則等の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃、教員人事、教育課程の編成方針、学生の入学・卒業・学位授与に関する方針等、教育研究に関する重要事項を審議している。教育研究評議会は、年12～13回程度開催されている。教授会は、教育課程の編成、学生の入学・卒業・在籍及び学位授与、学生の賞罰、教育研究評議会からの付議事項、その他教育及び研究に関する事項を審議している。教授会は、年8回程度開催され、上記事項の審議や各種委員会等の報告も行っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数  
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教務委員会は、教務・学生担当副学長を委員長とし、各学科から選出された教授会構成員6人、共通講座から選出された教授会構成員1人、その他学長が認めた者で構成されている。教務委員会は、学部及び大学院における教育課程、教育指導と研究指導、除籍、授業及び試験、非常勤講師、教員免許、共通教育科目の在り方、公開講座の企画、立案、実施、その他教育に関する事項を審議するため、月1回程度の割合で開催されている。特に重要な事項に関しては、各学科や専攻の意見をフィードバックすることによって実質的な検討がなされている。そのほかに、教育支援システムの検討、JABEE対応の問題点、ファカルティ・ディベロップメント（以下、FDという。）の企画、中期目標・中期計画の教務関連事項の実施計画等も審議されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

### 基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

#### 【評価結果】

基準3を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

科学・技術の各分野に対応する研究とそれらを基盤とした教育体制とのつながりを重視するとともに、新しい学問研究にも対応できることを基本方針とした教員組織を編制している。すなわち、工学部だけからなる単科大学であるという性格上、一般的には自然科学系教養教育科目に位置付けられる数学、物理、化学を専門科目として位置付け、自然科学系科目担当教員をその専門性にふさわしい学科に所属させることによって教養教育のほかに専門教育と研究指導を併せて行うことを教員組織編制の基本方針としている。学科等の組織については、人間力教育を担当する人文社会系教養教育科目及び語学教員が所属する共通講座を含めて大講座制（各学科・専攻それぞれ2講座）を採用し、柔軟な講座運営を図っている。

実践的な工学基礎能力の養成を教育方針とし、個性的な研究の発展を研究目標としている。この目的を達成するために、学内共同教育研究施設に所属する教員を教育組織に組み込み、センターと学科等が一体となって教育研究を行うことをもう1つの基本方針としている。

この基本方針に基づき、教員の所属組織を6学科、共通講座、6センターで編制している。

また、平成19年4月から施行された学校教育法等の改正に対応し、平成19年度からは助教も活用した新たな教員組織編制に移行している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教員は各学科、共通講座、各センターのいずれかに所属するが、教育研究を行う上で必要な専任教員を確保するために、大学設置基準等に基づいた教員基本定員を学内で定めている。各学科、共通講座及びセンターに所属する専任の教授、准教授は、各学科が主要な授業科目として定めている必修専門科目（講義）のほとんどすべてを担当し、非常勤講師（平成19年度27人）は人文・社会系基礎科目と専門科目の一部を担当している。助教は、主として実験・実習等の業務を担っている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、工学部：154人（うち教授54人）である。

基本目標の1つである「向学心を喚起し、創造性を育み、将来の夢を拓く教育」を実践するために、平成19年度総開講科目数の90%以上を当該大学の専任教員が担当している。また、専任教員数については、大学設置基準に定める教員数を確保している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 58 人（うち教授 47 人）、研究指導補助教員 40 人

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：研究指導教員 51 人（うち教授 47 人）、研究指導補助教員 41 人

大学院は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」を目的とし、独創的で高度な教育研究を推進する中で「未来志向を喚起する教育」を行い、「知」の世紀をリードできる個性ある技術者・研究者を養成することを目指している。その達成のために、研究指導教員、研究指導補助教員を配置し、大学院博士前期課程、博士後期課程の専門科目あるいは各専攻の共通科目を担当しており、非常勤講師が担当する科目はごく一部である。また、専任教員数については、大学院設置基準に定める教員数を確保している。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、年齢構成に配慮して公募しており、教員の年齢構成は、特定の範囲に偏ることなくバランスが取れている。現在、女性教員（6人）、外国人教員（2人）と少ないことから、公募では国籍を問わないなどの配慮をしている。教員の新規採用に当たっては平成16年度以降任期制を導入し、その他の教員に対しては、大学教員等の任期に関する法律第5条第2項の規程に基づいて教員任期規程を定め、本人の同意の下に約70%の教員が移行している。教員採用についてはすべての学科・講座で公募制を採用し、人材確保に努めている。また、教育の質の向上を図るため、教育方法において特に優秀な教員に「ベストティーチング賞」、優れた教育プログラムには「エクセレントプログラム賞」を授与している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準及び昇任基準は、大学設置基準並びに大学院設置基準に規定する教員の資格に基づいて



教員選考基準を定めているほか、教育研究の水準を維持するため、学科ごとに教員採用・昇任に関する基準を定めて選考を行っている。教員採用及び昇任の手続きについては、教員人事規程、教員選考規程に基づいて教員選考委員会が設置されている。教育上の指導能力は、採用の際に書類及び面接審査によって審議され、大学院課程における教育研究上の指導能力はこれまでの研究業績に基づき評価され、教員選考委員会での審議を経て教育研究評議会が決定している。なお、昇任人事においては、教員評価制度での教育研究活動の水準を参考としている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成16年度に教員評価制度を導入し、平成17年度以降、全教員を対象として教育活動、研究活動、大学活性化及び社会貢献度を評価している。この評価制度では教育活動を評価する項目として、授業負担、授業に対する学生の評価と教員の自己評価、卒業研究などの学生指導内容等を挙げ、定量的に評価している。また、学生による授業評価アンケート調査を全教科について実施し、アンケート結果と学生のコメントを教員に通知するとともに、学生からの評価が低い教員の授業参観を役員が行い、学長からのコメントを文書で渡すなど改善指導を行っている。各教員は評価結果を授業内容の構成や講義手法にフィードバックできるようになっている。教育活動評価システムは評価結果をウェブサイトに掲載するなど透明性が高く、明確な評価基準を有しているため、個々の教員は目標値に対する達成度を知ることができる。また、評価結果通知により、自己改善の経緯を時系列的に把握することができる。評価結果は、研究費配分及び給与に顕著に反映させている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して極めて適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員公募様式では、研究分野と担当科目を明示しており、各学科、専攻、共通講座で定めた教育プログラムを担当する。なお、センターに所属する教員は、主務が教育活動ではないために、採用後にその専門性を活かす科目を設定することがあるが、いずれの場合も研究活動と連動している。

各教員の専門分野における研究活動の内容と教育内容（授業科目）の対応関係は、研究者総覧に示されている。いずれの教員についても教育内容と関連する研究活動が行われている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程の展開を支援する組織として学生支援課を設置し、教務係、修学指導係、教育企画推進室が業務を分担している。教務係は教務に関する事務の総括と連絡調整を担当し、修学指導係は履修等学生の修学に関する事務を担当し、大学院に関する事務は、教育企画推進室に置かれた大学院・教育企画推進係が担当している。37人の技術員は全員技術部に所属し、要請に応じて適正な人材を全学的に配置する派遣制度を確立することにより、学生実験・演習などの教育支援を行っている。また、博士前期課程に所属する

ほとんどの学生がTAとして採用され、教育活動を支援している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 平成16年度以降教員の任期制を導入し、本人の同意の下に約70%の教員が移行している。
- 学生による授業評価アンケート調査を全教科について実施し、アンケート結果と学生のコメントを教員に通知するとともに、学生からの評価が低い教員の授業参観を役員が行い、学長からのコメントを文書で渡すなどの改善指導を行っている。
- 教員評価の結果を研究費配分及び給与に顕著に反映させている。

**基準4 学生の受入**

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

**【評価結果】**

**基準4を満たしている。**

**（評価結果の根拠・理由）**

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

工科大単科大学として「人を育て、科学技術を広め、地域に輝き、未来を拓く」ことを理念とし、「個々の専門分野についての基盤的な技術、知識を有するのみならず、学際領域や新しい分野の開拓にも柔軟に対応できる能力を持ち、自然と調和した科学技術の発展と国際社会への対応も念頭においた技術開発を行い得る人材を養成する」ことを使命として、「向学心を喚起し、創造性を育み、将来の夢を拓く」教育と「個性に輝き、知の世紀をリードし、地域特色のある」研究を基本方針の一部としている。この方針に則り、学士課程においては、「向学心～チャレンジ精神を持つ学生」「工学心～技術との出会いに興味を持つ学生」「好奇心～あらゆる事に好奇心を持つ学生」を求めている。

このアドミッション・ポリシーは大学案内に記載され広く配布されるとともに、ウェブサイトに公表されている。また、入学志願者に対する各種説明会において入学関連の資料を配布し説明することによって周知を図っている。

大学院課程においては、「博士前期課程では高度技術者として、また後期課程では高度専門技術者若しくは研究者として社会に貢献しようとする意欲のある人」「問題に積極的に取り組み、深く考察し、粘り強くその解決策を探求しようとする意志を有する人」「研究・開発能力を培うに必要な専門基礎学力を有し、高度な科学技術の修得・研究の推進に対して強い意欲を有し、その実現に向けて努力する人」を求めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

入学者の選抜については、一般選抜と特別選抜を採用している。一般選抜では、前期日程においては大学入試センター試験の成績を利用し、後期日程においては大学入試センター試験の成績と当該大学が行う個別試験の成績を用いている。前期日程及び後期日程ともに5教科7科目の学力試験を課しているが、工学部に適した学生を選抜するために、数学・理科の配点を高くしている。また、国際化への対応も重要であるとの判断から、英語の配点も国語・社会に比べて高くしている。

一般入試とは別に、工学部に強い関心を有する学生を積極的に受け入れることを目的として、特別選抜による推薦入試を実施している。各学科とも、学科の内容に強い関心を持ち意欲的に勉学に対応できる学

生の選抜に努めており、定員の15～25%の枠を設定している。各学科は、面接及び論理的思考能力を評価する小論文試験によって、それぞれの学科にふさわしいと判断される学生を選抜している。

工業高等学校等の出身学生に対しても門戸を開放している。工業高等学校出身者は、履修科目の制約上、普通高等学校出身の学生に比べて一般入試受験が不利になることから、専門技術・資格等も評価の対象となる推薦入試を受験することが多くなっている（平成17年度26人、平成18年度36人、平成19年度39人）。

大学院入試については、当該大学の学士課程出身者が大多数を占める状況にあり、学生の適性を十分に評価しながら選抜を実施している。成績優秀者に対しては、学力試験を免除する制度も運用している。さらに、留学生に対する配慮から、秋季入学も実施している。

また、学部における成績優秀者に対して、飛び入学による博士前期課程への入学を可能としており、毎年若干名の該当者がこの制度で大学院に進学している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生に対しては、日本学生支援機構の主催する留学生フェア等の大学説明会において、資料を配布するとともに希望者には説明を加えている。また、問い合わせがあった場合には、入試課と国際交流センターの連携の下に、迅速な対応が取れるように配慮している。私費を含めた留学生数は、平成19年5月現在71人となっている。

編入学生の受入については、北海道内の高等専門学校及び編入学実績を有する北海道外の高等専門学校等に募集要項を送付して志願者を募集し、書類審査による推薦入試と学力検査による選抜を実施している。編入学生数は、ここ数年、10人前後で推移している。また、北海道内の高等専門学校に対しては、工学部を有する北海道内の国公立大学と連携し、編入学に関する情報交換、意見交換を実施している。なお、学士課程の社会人入学については制度化していないが、大学院課程では制度化しており、博士後期課程において実績を有している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜は、入学試験実施規程に則り、入学試験実施委員会の掌握の下に実施している。個別学力試験を後期日程に実施しており、その都度、入学試験実施組織を編成している。個別学力試験の問題作成は、学力検査実施委員会（委員名は非公開）が行っている。推薦入学についても推薦入学者選抜実施委員会を組織し、対応している。

そのほか、編入学試験及び大学院の入学者選抜においても、マニュアルに沿った問題作成・チェック作業から選抜に至るまで入学者選抜委員会の掌握の下で実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜委員会及び入学者選抜方法研究委員会を設置し、入学者選抜方法の改善を目的として、平成3年度以降、継続して入学後の学業成績調査を実施している。調査結果は、『入学者選抜に関する諸統計調査』としてまとめられ、入試方法改善に向けての資料として活用されている。近年の少子化に伴う志願者数の減少により入学定員確保の困難さが危惧される状況になってからは、入学者選抜方法研究委員会が中心となって、工学部としてふさわしい学生の志願者増を達成するための対応策を議論し、平成19年度から第2志望を可能とするなど入試選抜の改善に対する取組を継続している。さらに、平成20年度入試からは、2学科を1系列に括った系列入試に移行し、第2志望までを可能としている。入学者は学部1年次において各学科の学問分野について十分なガイダンスを受けた上で、2年次に学科を選択できる制度を取り入れることにしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成15～19年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。

〔学士課程〕

- ・ 工学部：1.05倍

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：1.22倍

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：1.06倍

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、学士課程においては適正であり、大学院課程においては、専攻別に見れば過不足があるものの、研究科としてはおおむね適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

学士課程は、「自然と調和した科学技術の発展」に貢献でき得る人材養成を目的として「向学心を喚起し、創造性を育み、将来の夢を拓く」教育を目指している。この目標を達成するために、科目区分として「教養教育(人文社会系)科目」と「専門教育科目」を配置している。工学部だけからなる単科大学であるという性格上、一般的には「教養教育(自然科学系)科目」に位置付けられる「数学」、「物理」、「化学」を「専門基礎科目」あるいは「専門選択科目」として位置付けている。この「専門基礎科目」、「英語」及び「専門教育科目」の中の基礎的科目を合わせ、必修科目として配置している。また、各学科の応用的な科目を「選択科目Ⅱ」として配置し、工学全般に係る科目を「工学的教養科目」として位置付け、「選択科目Ⅲ」に配置している。また、「教養教育(人文社会系)科目」では「英語」以外の外国語と併せて「選択科目Ⅰ」としている。

卒業に必要な総単位数は学科によって異なるが、124~126単位である。科目配置は全体的には、「教養教育科目」をクサビ型として4年次まで配置し、それに対応して「専門教育科目」を逆クサビ型として配置することによって、1年次の導入的科目から始まり高学年に進むにつれて専門分野の開講科目が多くなるようなカリキュラム構成としている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各学科とも、教育目標に基づいて専門分野に応じた教育目標を設定し、教育課程を構築している。そのカリキュラムは、基礎学力の上に高度な専門知識を習得する構成になっている。特に、「向学心を喚起し創造性を育む教育」を実施するため、各学科とも導入的科目を1年次に配置し、少人数教育を実施している。また、科目の内容に応じて「講義」と「演習」を配置している。各学科の教育目標では、専門についての重要性とともに人間力、倫理観及び国際性の重要性を謳っている。必修科目に配置されている「英語」、選択科目Ⅰに配置されている「第二外国語（ドイツ語・ロシア語・中国語）」は、国際性を育むための基礎科目であり、選択科目ⅠのB及びCの科目群は人間力、倫理観、国際性を高めるための科目である。選択科目Ⅲに配置されている「工学的教養科目」もその趣旨に沿って配置されている。特に、各学科が必修科目として配置している「工学倫理」は、技術者としての倫理観を育む内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したのものとなっているか。

各教員の研究活動成果は大学ウェブサイトの研究者総覧として公開され、活動している学会など、研究分野を知ることができる。併せて、各教員の担当する科目も明記されている。

各教員ともそれぞれの専門分野あるいは研究分野に立脚した科目を担当している。また、授業内容においても、基礎的専門知識のほか最近の研究動向や新しい知見、将来の技術革新に対する展望などを教授している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

他大学との単位互換については、18大学と単位互換協定を結び、学生の多様なニーズにこたえられるよう配慮している。また、狭い専門領域だけの教育を避けるために、当該大学における他学科開講科目については、修得可能な単位に制限はあるが単位認定ができる制度を採用している。また、インターンシップを大学と社会をつなぐ重要な科目と考え、単位認定を制度化している（平成18年度の単位修得者は46人）。さらに、各学科では、特別講義や選択科目Ⅲ「総合工学Ⅰ」の中で、学術の発展動向や社会の要請に応じた教育を実施している。高等専門学校等からの編入学生に対しては、各学科で高等専門学校の授業科目を精査し、その内容に応じて単位を認定している。

平成16年度には、文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に「ITによる地域活性化教育支援システム」が採択され、IT技術を活用した学生及び地域技術者の資格取得支援が行われている。

また、TOEIC等を受験し、一定の成績を修めた者には2単位を認定することとしており、受験料の半額を補助している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各科目のガイダンス及び授業において、学生に「予習」及び「復習」の励行を求めている。授業開始時に配付する詳細版シラバスには中間試験、課題提出、小テスト、プレゼンテーション、ディスカッションを適宜実施することを明記し、単位の実質化を図っている。演習問題を課している科目や中間試験を実施している科目については解答を配付するなどして復習に役立っている。

また、全教員がオフィスアワーを設定し、学生が質問しやすい環境を整えている。学生の授業時間外の学習を支援するために図書館を夜間及び土曜日・日曜日にも開館するとともに講義室を開放している。さらに外国語自習のためCALL教室の時間外開放も行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

各学科とも導入教育科目を1年次に配置し、「向学心」と「工学心」を涵養するための少人数教育を実施している。専門教育科目については、各学科とも講義を主体としたカリキュラム構成としているが、演習、実験、実習の授業形態を採ることによってより一層の学習効果が期待できる科目については、そのように配慮している。なお、演習・実習・実験科目にはTAを配置している。また、OA機器等のメディアを活用することにより教育効果を高めている。特に卒業研究を重要科目として位置付け、少人数教育、ゼミ形式、現象の理論的解釈、コンピュータ技術の涵養などがなされている。また、語学科目については、実践力を育むために演習形態を採っている。選択科目ICには対話・討論型科目を配置し、学生の発表能力向上等に寄与できるよう配慮している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学科とも、当該大学の教育理念・目標に沿って学科の教育研究理念と目標を定め、シラバスに記載している。シラバスは、入学時に配付する概要版と各授業開始時に配付する詳細版からなっている。概要版では各学科の教育研究理念と目標に沿った科目配列のツリー構造を示し、科目間のつながりが容易に理解できる構成になっている。詳細版では授業内容や授業の流れ、授業時間の配分等を説明している。概要版シラバスは入学時のガイダンスで説明資料として活用し、詳細版シラバスは、授業の進行状況を確認するために活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断



する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

図書館を夜間及び土曜日・日曜日にも開館し自主学习の場所を確保している。また、共通ラウンジに机等を配置するとともに講義室を開放している。なお、全教員に対してオフィスアワーの設定を義務付けるとともに、クラス担任や個別担任が学習相談等に随時応じられるような体制を整えている。補習教育として英語、数学、物理を1年次前期に各30時間実施し、基礎学力不足の学生を指導している。学生の多様な学習履歴に対応するため、学科によっては基礎学力補充を目的とした基礎科目を1年次に配置し、高度な専門科目を履修するための基礎学力を養っている。このように、基礎学力の不足した学生に対しては修学指導を適切に行っている。工業高等学校等出身の学生の入学も認めており、これらの学生に対して基礎学力補充のための補習授業を実施している。また、基礎学力に不安を有する普通高等学校出身の学生に対しても補習授業の受講を認め、学生の実情に配慮している。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価は「優」（80点以上）、「良」（70～79点）、「可」（60～69点）、「不可」（60点未満）の4段階で行い、「可」以上を合格としている。「不可」と判断する根拠は、出席不足と成績不良の2つとしている。3年次終了時の卒業研究着手条件、4年次終了時の卒業認定基準を学則で定めている。これらの基準を学生便覧・シラバスに一覧表として明示するとともに、4月のガイダンス時に口頭で学生に周知している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は概要版（冊子体）及び詳細版シラバスに明示されている。成績評価は、主に定期試験の結果を用いるが、科目によっては、レポート、授業中の小テスト、出席状況等を勘案して判断している。卒業研究着手時及び卒業時における学生の単位修得状況は、学科での適正な審議を経た後に教授会に提案され、卒業研究着手者の認定及び卒業認定がなされている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

クラス担任や個別担任は教務委員からの通知及び学科会議等により学生の単位認定状況を把握しており、疑義がある場合には担当教員に説明を求めその内容を確認している。学生は、学内LANにより試験結果・成績評価を随時確認することができる。クラス担任又は各個別担任は学生一人一人に成績表を手渡

している。学生は成績内容について科目担当教員に異議を申し立てることができる。その場合、担当教員は答案、出席率、成績等を提示するなどして評価の根拠を学生に示している。成績の訂正が適当と判断された場合には、その旨を学生支援課に連絡し速やかに訂正している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が実質的に講じられていると判断する。

#### <大学院課程>

5-4-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

博士前期課程では、学部における基礎教育の上に各専門分野の発展的科目を据えて高度な知識を教授するとともに、「総合演習」2単位及び「特別実験・研究」10単位を配置することによって専門分野に関する技術・理論の基礎を習得させている。また、人間的な教養の習得を重視し、人文・社会分野から2単位以上を修得させている。

博士後期課程は、博士前期課程における各専攻分野を統合し、システム工学と物質工学の2専攻で構成されている。必修科目として、博士にふさわしい高度な技術者・研究者としての能力を習得させるために「特別実験」4単位、「総合特別研修」2単位、「特別講義」1単位、「特別実習」1単位を配置している。選択科目として先端的な研究を進めるに必要な専門科目を配置し、創造性に富んだ研究者・技術者の養成を目指している。さらに、人間力の向上のための教養科目の習得を重視し、博士前期課程と同様、人文・社会分野の科目を2単位以上修得させている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

博士前期課程では、必修科目である「総合演習」と「特別実験・研究」によって修士論文研究に関する理論・実験技術・実験手法等を習得させ、選択科目によって技術者に要求される高度な技術・知識を広く習得させている。また、「英語コミュニケーションⅠ」及び「英語コミュニケーションⅡ」によって技術者に不可欠な英語コミュニケーション能力を習得させ、人文・社会分野の科目を開講することによって人間力の向上を図っている。

博士後期課程では、必修科目として「特別実験」、「総合特別研修」、「特別講義」、「特別実習」を課している。選択科目については、社会のニーズに対応した研究を進めるのに必要な科目を開講し、履修の際には他講座あるいは他専攻科目の選択を義務付けている。また、人文・社会・医療等の分野の科目を開講し、幅広い視野と人間力向上のための科目を習得させている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

博士前期課程では、学部で習得した科目を基礎としながら、それぞれの教員の研究分野を反映した科目を設定している。博士後期課程では、教員の研究分野と密接に関連した科目を設定し、研究の成果を盛り込んだ授業を展開している。また、授業内容においても、基礎的専門知識のほかに最近の研究動向や新し

い知見、将来の技術革新に対する展望などを教授している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

博士前期課程の「総合演習」及び「特別実験・研究」、博士後期課程の「特別実験」、「総合特別研修」、及び「特別実習」や所属する研究室の教員が担当する授業科目については、修士論文・博士論文の作成を指導する過程の中で単位の実質化が行われている。そのほかの科目についても課題を与えプレゼンテーションやレポートを課すなどして単位の実質化に取り組んでいる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

博士前期課程科目として、講義（専門科目、語学系科目、専攻共通科目）、総合演習、特別実験・研究を配置している。後期課程科目として、講義（専門科目、専攻共通科目）、特別実験、総合特別研修、特別講義、特別実習を配置している。講義科目については、受講する学生数が多くとも20人程度であり、授業方法についても、パワーポイント等の使用により学生の理解を深める工夫がされている。また、多くの科目について対話・討論形式の授業形態が取り入れられている。博士後期課程においても同様の状況である。

国際化に対応できる素養とコミュニケーション能力を持った学生を育てるために、海外語学研修制度を設けており、平成17年度5人、平成18年度2人、平成19年度3人がアメリカ、カナダの大学で研修している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、入学時に配付する概要版（冊子体）と各授業開始時に配付する詳細版からなっている。概要版シラバスの記載内容はフォーマット化されており、学生が内容の概略を把握しやすい形となっている。詳細版については授業開始時に学生に配付し、授業の内容・展開を説明することによって、学生が理解度を深められるよう配慮している。概要版シラバスはウェブサイトでも閲覧できるようになっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

博士前期課程においては、各学生の志望を重視しながら、教授又は博士前期課程指導の資格を有する准教授を指導教員として、所定の研究課題についての指導を行っている。博士後期課程においては、教授又は特に認定された准教授が主指導教員となり、さらに教授又は准教授から2人を副指導教員として、合計3人の指導教員により研究指導を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

博士前期課程では、指導資格を有する教員の中から1人を指導教員として決定し、その指導体制の下に研究指導を行っている。研究遂行に当たっては、複数の教員が出席する中間報告会を行うなどして助言が受けられるように配慮している。

博士後期課程では、指導資格を有する教員の中から主指導教員1人、副指導教員2人（教授又は准教授から2人）の合計3人を決定し、複数教員による指導体制を採っている。

博士前期課程・博士後期課程に在学する学生をTAとして採用し、教育指導者としての能力育成の場を提供している。また、博士後期課程在学者を学生自身の博士論文課題以外の研究プロジェクト等にRAとして採用し、研究に関する視野の拡大を図るとともに研究者としての経験の蓄積を図っている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

大学院学生は研究室に所属し、個別の研究テーマについて指導教員により学位論文作成に向けた指導が行われている。博士前期課程においては、指導教員は1人であるが、必修科目に「総合演習」と「特別実験・研究」が配置され、指導教員を主とする複数の教員により指導している。前者においては専門分野に関する技術・理論の基礎を文献講読や課題演習を通して習得させ、後者においては実験・研究の実践によって学位論文作成のための研究指導が行われている。

博士後期課程においては、主指導教員1人、副指導教員2人、合計3人の指導教員による指導体制が採られている。必修科目のうちの「特別実験」、「総合特別研修」において学位論文の作成に向けた研究指導が行われている。また学位申請前には事前審査が行われ、学位論文の内容並びに論文発表会に向けた指導が行われている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

授業の成績評価は、講義中の討論、レポートの内容、試験成績などのいずれか又は総合判定によって行い、評価を優、良、可、不可の4段階評価として優、良、可を合格としている。科目ごとの具体的な成績評価方法は『大学院便覧シラバス』に示されている。修了認定基準の基本的事項を大学院規程に定めるとともに、各専攻ともそれぞれに独自の修了認定基準を定めており、それらに則って修了が認定されている。

成績評価基準、修了認定基準等は専攻入学時のガイダンスや指導教員からの説明によって周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各科目の成績評価は、各教員が概要版シラバスに示した成績評価の方法に従って実施している。博士前期課程・博士後期課程の修了認定要件は、大学院規程第18条に規定されており、所定の単位を修得し必要な研究指導を受けた上で学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したものである。両課程とも、学位論文の審査方法・手順が「学位論文審査取扱要領」に定められ、その指針に沿って審査が実施されている。修了認定は、最終的に論文審査の結果と修得単位数確認結果に基づき研究科委員会で審議して行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

修士の学位の論文審査は、研究科委員会において決定された複数の委員で構成される審査委員会で審査されている。審査される項目は、学位論文の内容、修士論文発表会でのプレゼンテーション、その際の質疑に対する応答等である。審査結果は、「論文審査及び最終試験の結果の報告書」として学長に報告され、この結果と修得単位数を基に研究科委員会で審議し、修了並びに学位授与の認定を行っている。

博士の学位の論文審査については、受理のための基本的な基準が規定されており、さらに専攻ごとに詳細な基準が定められている。博士学位論文の審査委員会は主指導教員を主査とし、副指導教員2人とそのほか2人以上の計5人以上の審査委員で構成されている。その際、他分野の教員の判断も審査に反映させるため、当該学生の所属する講座以外から1人以上の審査委員を含めている。また、必要があるときは、研究科委員会の議を経て審査委員に他大学の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。審査委員会では学位論文の内容、研究成果の内容、公開論文発表会でのプレゼンテーション、その際の質疑に対する応答の内容等についての総合的審査を行い、審査結果を「論文審査の結果の要旨」及び「最終試験の結果の要旨」として学長に報告している。この結果と修得単位数を基に研究科委員会で審議し、修了並びに学位授与の認定を行っている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

学生が学内LANにより成績確認を行うシステムを整備している。成績内容に異議がある場合には、学生は科目担当教員に申立てを行うことができる。その対応手続き等は規定されていないが、科目担当教員は学生の申立てに応じて個別に対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 平成 16 年度には、文部科学省現代GPに「ITによる地域活性化教育支援システム」が採択され、IT技術を活用した学生及び地域技術者の資格取得支援が行われている。

<b>基準6 教育の成果</b>
------------------

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。
---

## 【評価結果】

**基準6を満たしている。**

## (評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
---

大学の理念と基本目標に基づいて各課程(学科)で「学習・教育目標」を定め、教養教育及び専門教育における授業の関連性を明確にすることによって、それぞれの専門分野において確実な工学基礎能力を持った技術者の養成を目指している。この「学習・教育目標」を全学的な履修ガイダンス及び各学科ガイダンスの場で説明することにより、教育目標を達成するための学習計画を立てさせている。各学科の「学習・教育目標」等は大学ウェブサイトで学内外に公開している。

目標達成の状況把握や評価に関しては、全学的には教務委員会において、単位修得状況、進級、卒業の判定、授業アンケートの実施など、学科横断的な観点から教育目標の達成状況を把握している。各学科では、JABEE認定に向けた委員会あるいはJABEE認定継続のための委員会を設置し、「学習・教育目標」の達成状況の検証と分析を行っている。学生による授業アンケートは全科目を対象としており、学生自身の授業に対する取組の状況を把握するとともに、その結果を教員にフィードバックし、個々の授業科目の実施方法の改善や評価・見直しに役立てている。

大学院課程では、独創的で高度な教育研究を推進する中で「未来志向を喚起する教育」を行い、「知」の世紀をリードできる個性ある技術者・研究者を養成することを基本目標としている。また、国際的視野を踏まえた教育研究を行なうことにより、国際化に対応できる素養とコミュニケーション能力を持った学生を育てることを目標としている。

目標達成の状況把握や評価に関しては、教務委員会において単位修得状況、修了の判定、授業アンケートの実施など、専攻横断的な観点から教育目標の達成状況を把握している。

学生による授業アンケートは全科目を対象としており、学生自身の授業に対する取組の状況を把握するとともに、その結果を教員にフィードバックし、個々の授業科目の実施方法の改善や評価・見直しに役立てている。

また、修士論文発表会は学外にも公開しており、外部からの評価を受けることを可能としている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
---

各学年における単位修得状況をチェックし、全修得単位数が基準単位数以下の場合には修学指導、退学

勧告、履修制限、除籍、卒業研究未着手の措置をすることにより、早期修学指導を徹底している。新4年次学生の卒業研究未着手率は過去5か年において20%前後で推移している。学部学生の退学者は平成18年度において59人、休学者は38人であった。なお、各学年で優秀な成績を修めた学生には奨学・奨励賞を授与して、学習意欲の喚起を図っている。

卒業論文・修士論文の大半は学会等において発表され、学術誌にも掲載されている。高い評価を受けた発表も多くあり、平成18年度は17人の学生が学会表彰を受けている。また、当該大学では学生表彰制度「ミント賞」を設け、活発な研究活動等を奨励している。工業の教員免許が取得できるよう科目設定しており、教員免許状の取得者数は増加傾向にある。また、大学院進学率は26%~35%の間を推移している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部、大学院の学生に対して授業科目ごとに授業評価と学習達成度に関するアンケートを実施し、シラバスに記載されている授業目標・授業内容との対応、学習に対する学生自身の取組、授業目的に対する理解度、授業内容に対する理解度などを調査している。

平成18年度の授業アンケート結果によれば、教員評価は5点満点に対して3.5~4.5点が大半を占め、大部分の学生はおおむね授業に満足していると判断できる。また、評価点の平均値は年々向上している。授業アンケートのほかに卒業生（修了生）に対するアンケートを実施し、教育の継続的效果について調査を行っている。また、学生からの要望を直接取り上げる場として「学長と学生の懇談会」を開催し、学生の要望や意見を教員全体に周知するとともに、実現可能な課題については早期に対応することを目指している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成18年度の場合、学部卒業生379人中、就職希望者は235人であり、就職決定者が217人（92.3%）となっている。進学希望者は131人（学部卒業生の34.6%）である。職種を分析すると、就職決定者217人中、製造業78人（35.9%）、情報通信業36人（16.6%）、建設業29人（13.4%）、サービス業37人（17.1%）、公務員7人（3.2%）となっている。就職先の都道府県は、北海道（56人）が東京都（63人）とほぼ同数となっており、当該大学の教育方針である「地域のニーズに応え、地域をリードし、地域の発展に貢献する技術者の育成」を実践していると評価できる。

平成18年度の場合、大学院博士前期課程修了者96人中、就職希望者は86人であり、就職決定者が84人（97.7%）となっている。一方、進学者は7人であった。職種を分析すると、製造業50人（59.5%）、建設業12人（14.3%）、情報通信業7人（8.3%）の占める割合が多い。就職先の都道府県は、北海道17人、東京都35人となっている。

学生指導・学会発表については、平成18年度の場合、合計344件、そのうち62件は学部学生によるものである。また、学生による国際学会での発表も44件あり、「国際的視野を踏まえた教育研究、学生・教職員の国際化を推進」という教育方針を実践していると評価できる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。



6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）生、卒業（修了）生の就職先企業に対してアンケートを実施し、在学中に学んだ専門的知識やコミュニケーション・プレゼンテーション能力などの実社会での有効性を調査し、大学への要望や意見などを収集している。

卒業生からは、工学基礎力や専門知識に関しては、肯定的な評価が得られているが、外国語によるコミュニケーション能力開発のための教育の充実などについて意見が寄せられている。これらの点は教務委員会と各科目担当者を中心に検討され、平成17年度、平成18年度に必修科目を増やすなどカリキュラムを改訂している。

企業からは当該大学の卒業生の評価や教育内容に関する意見を収集している。その結果、卒業生の基礎学力や適応性は評価されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

**基準7 学生支援等**

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

**【評価結果】**

**基準7を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部、大学院ともに入学時に新入生ガイダンスを実施している。新入生ガイダンスでは、学生便覧・シラバス等の配付資料に基づいて履修方法、学内施設の利用方法、学生生活等について全学的説明を行い、その後、各学科（専攻）に分かれて詳細なガイダンスを行っている。学部学生については、新入生ガイダンスの後、当該大学の理念と使命、教育方針に対する理解をより一層深めさせる目的で、1年次に1泊2日の学外宿泊研修を実施し、専門課程における修学・進路等の意識を深めさせる目的で、3年次に1泊2日の学外宿泊研修を実施している。そのほか、卒業研究着手要件を満たした4年次学生が配属研究室を選択する際にもガイダンスを実施している。同様のガイダンスは編入生に対しても実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

すべての学科においてその学年に応じたクラス担任制を制度化し、学生の学習相談を実施している。6学科中3学科はクラス担任のほかに4～5人をグループとする個別担任を配置し、各学生の修学指導記録を作成して学科全体で共有化するなどの指導を行っている。そのほか、各教員が週1～2時間程度のオフィスアワーを設定して学生の質問・相談に対応しており、平成18年4月から平成19年3月までの半年間にオフィスアワーを利用した学生は延べ4,562人である。電子メールを活用した学習指導も随時行われている。これらの取組は、平成19年度に文部科学省の新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）に「夢を育むe-学生支援」として採択されている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズを把握する手段として、各開講科目に関する授業アンケートを学期ごとに実施するとともに、学生生活実態調査のためのアンケートを2年ごとに実施している。授業アンケート結果は担当教員に伝えられ、授業の改善に役立てられている。調査結果は『学生生活実態調査報告書』として公表しているが、これによれば、教育の改善・充実、教育施設の充実、就職対策に対する要望が上位を占めており、これらの要望については「学生生活実態調査におけるその他の意見・要望について（回答）」として、ウェブサイト（学内限定）等で学生に周知している。

学生のニーズに応えた事例として、CALL教室の24時間オープン、コミュニケーションスペースの拡充、各種資格の取得を目指す学生のための資格取得図書コーナーの設置などがある。

学会発表をする大学院学生に対して、学長裁量経費及び後援会KITげんき会などからの支援が行われている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生支援に関しては、国際交流センターに専任教員3人、事務職員2人を配置して、語学支援、修学支援、生活支援、地域との交流支援などを実施している。また、留学生に対する個別の学習支援として、正規学生・研究生・特別聴講生を問わず、指導教員1人を配置するとともに、渡日後1年間、学生チューター1人を配置している。

社会人大学院学生に関しては、平成18年度に博士後期課程の学生7人が大学院設置基準第14条教育方法の特例の対象となっており、時間外学習支援のほか、経済的支援として授業料の半額免除が行われている。また、職務上の事情により学習時間が制約され通常年限で修了できない大学院学生に対して長期履修制度を設けている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

IT環境については、情報処理センター演習室に100台、情報システムワークステーション室に80台のパソコンがあり、授業時間を除いて学生が自由に使用できるようになっている。なお、ワークステーション室は24時間利用が可能である。また、語学演習室にパソコン54台を設置し、授業時間を除いて学生が語学ソフト等の自習に使用している。語学演習室の利用学生数は平成18年4月から11月の間、延べ約1,000人に上っている。語学演習ソフトは学内LANを通じて全学からアクセスが可能である。スチューデントラウンジにはパソコン5台と情報コンセント4個が設置され、学生は自由に使用できる。情報コンセントは図書館にも設置されている。図書館にはグループ学習室を設置しており、学生の自習・討論が可能になっている。講義室が空いている場合には、そこでの自習も可能になっている。図書館の利用状況は後期試験期間を含む平成18年2月において延べ約26,000人、1日当たり約1,000人であり、前期試験期間を含む平成18年7月において延べ約30,000人、1日当たり約1,000人である。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動と学生の組織的活動に対する支援は学生支援課と学生委員会が対応しており、サークルへの助成・指導・施設維持費として平成18年度には約500万円の助成を行っている。サークル活動支援施設

として、体育館、武道場、弓道場、文化系サークル共用室、合宿研修施設、大学会館等が整備されている。また、サークルリーダーを対象に「リーダーシップトレーニングセミナー」を毎年行っている。課外活動に関する情報は、新入生ガイダンス及び学生便覧によって学生に周知しウェブサイトにて公開している。公認のサークルに対しては顧問教員を配置している。また、定期的に行う学生生活実態調査により、課外活動における学生の要望を把握している。学生との協議はサークル連合を通して行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

保健管理センター所長、非常勤カウンセラー、学生相談員、相談受付員等で構成される「学生よろず相談室」を設け、健康相談・生活相談等の学生支援活動を行っている。学生よろず相談は平成18年度24件であり、カウンセラー相談は平成18年度107件である。保健管理センターは精神面と医療面から健康相談を行っており、平成17年度は精神面76件、医療面34件を受け付けている。ハラスメントについては、ハラスメント防止に関する規定を制定し、16人(女性7人、男性9人)のハラスメント相談員を配置し、研修会等も実施している。

進路相談については学生支援課に就職支援係を設置するとともに各学科に就職担当教員を配置し、4年次学生全員と面談し希望などを聞きながら進路決定を行っている。また、各種就職情報はウェブサイトから閲覧できるようになっている。

平成18年度には外部講師等による就職ガイダンスを年7回実施し、合同企業研究セミナーを2回実施している。就職ガイダンスには延べ1,281人が参加している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査のためのアンケートを2年ごとに実施し生活支援等に関する学生ニーズを把握している。平成17年度の調査の結果、学生の現在の健康状態が心身ともによいと回答した者の割合が前回調査時から低下していることから、学生支援課と大学生協が連携して全学生を対象に「健康チェック及び栄養士による栄養相談」の企画を実施した。また、調査結果に記載された意見・要望に対する回答は文書及びウェブサイト(学内限定)で学生に周知するとともに、改善に努めている。具体的な改善例として、駐輪場の整備、休日及び夜間の入構可能化、CALL教室の24時間開放、就職支援の充実、授業料免除の拡大などがある。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。)への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

全留学生に対して渡日後1年間チューターを配置し学習支援を行っている。また、生活情報提供のための資料として、英文と和文を併記した「留学生の手引き」、「北見の暮らし」、「北見工業大学紹介」を発行している。生活支援対策としては、学生寄宿舎の一部を留学生に提供し(平成18年10月1日現在21室)、留学生専用宿舎として国際交流会館(3戸)を整備している。また、比較的安価な民間アパートを斡旋している。留学生のほぼ80%は私費外国人留学生(政府派遣を除く。)であるため、経済的に困窮している学

生に対して各種団体から奨学金が支給されており、私費留学生の77%は何らかの奨学金を受給している。また、大学としては、後援会KITげんき会の支援を受け、留学生に最大18万円の一時金を支給する（平成18年度は20人）とともに、博士後期課程の場合は授業料を免除している。

現在、障害のある学生が1人在学しており、施設・設備に関する要望は、学生支援課が当該学生の保護者と連携して迅速に対応している。学習環境に対する支援としては、各講義室に専用机を配置し、控え室を設け、体育館、情報処理センター、第一講義棟の入口に専用スロープを設置している。また、身障者対応トイレ、エレベーターも各所に設置している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学金については、平成18年度の場合、学部学生188人が新規貸与を受けており、その受給率は40%弱である。大学院学生については49人が新規貸与を受けている。第二種奨学金については、希望者のほぼ全員が貸与を受けている。また、当該大学の学生を対象とした北見市の奨学金制度も適用されている。このほかに、当該大学独自の奨学金制度を設置し、博士後期課程の学生4人に支給している。

入学料免除に関しては、平成18年度は学部学生2人、大学院学生8人が免除されている。授業料免除については、平成18年度前期は学部学生187人と大学院学生46人、平成18年度後期は学部学生188人と大学院学生43人が免除されている。これに加えて、外部資金の拠出金を財源として大学院学生を対象とした入学料免除、授業料免除を実施しており、平成18年度は4人が入学料全額免除となっている。授業料免除については、半額免除が博士前期課程22人、博士後期課程23人、全額免除が博士前期課程6人、博士後期課程5人である。学生に対する経済的援助として、学内に収容定員127人の学生寄宿舍「北苑寮」を有し、約120人の学生が入寮している。寄宿料は4,700円という低価格に設定されている。奨学金・授業料免除及び入寮に係る情報は、学生掲示板により学生に周知されている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 平成19年度には、文部科学省学生支援G Pに「夢を育むe-学生支援」が採択されている。
- 地域ぐるみの後援会KITげんき会による教育支援効果が大きい。

**基準 8 施設・設備**

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

**【評価結果】**

**基準 8 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリエーションへの配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は 181,167 m<sup>2</sup>、図書館、福利施設、附属教育研究施設、管理部を含めた校舎面積は 49,661 m<sup>2</sup> となっており、それぞれ大学設置基準上必要とする面積を上回っている。

教育研究施設として、図書館、第一講義棟、第二講義棟 1 号館のほか、機械システム工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、化学システム工学科、機能材料工学科、土木開発工学科の 6 学科棟があり、学内共同教育研究施設として、地域共同研究センター、機器分析センター、未利用エネルギー研究センター、情報処理センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー (SVBL) 及びものづくりセンターがある。総数 33 室 (3,689 m<sup>2</sup>、3,006 人収容) の講義室・演習室は主として、第一講義棟、第二講義棟と 1 号館に配置され、高い稼働率で使用されている。16 の講義室は少人数教育に対応しており、100 人以上収容の講義室にはマイクが設置されている。29 の講義室には有線・無線 LAN が設置されており、28 の講義室に OHP とスクリーンが設置され、さらにその半数には液晶プロジェクターが設置されている。有線・無線 LAN を備えた語学演習室 (CALL 教室) には 54 台のパソコンが設置され、カードシステムを採用することによって学生が 24 時間利用できるようになっている。総合研究棟には多目的講義室があり特別講演会等に活用されている。情報処理センター演習室には 100 台のパソコンが設置されている。

その他の共用施設として、講堂、大学会館・保健管理センターがある。

屋内外運動施設として、トレーニングルームを持つ体育館、弓道場、武道場、合宿研修施設、陸上競技場、野球場、テニスコートがあり、そのほかに文化系サークル共用施設を有している。福利厚生施設として留学生、女子学生も入居可能な学生寄宿舎が整備されている。また、北海道東部の豊かな自然を利用した研修施設として屈斜路研修所がある。

バリアフリー対策として、身障者対応エレベーターを 6 か所、トイレを 7 か所、スロープを 10 か所設置している。

当該大学は「自然とテクノロジーの共生を目指すキャンパス」をマスタープランに掲げ、施設整備と充実及び教育研究活動の活性化のために施設マネジメント体制を整備している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

## 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

当該大学の「高速キャンパスネットワーク」(平成13年度更新)は、情報処理センターと各棟に設置されたギガビットスイッチ、学内のほぼ全室に設置されている情報コンセントに接続されたパソコン端末及び通信ケーブル網で構成されている。通信ケーブルの幹線部は2ギガビット(光ファイバー)、端末部は100メガビットの通信速度を持つ。学内ネットワークは当該大学のSINETノードに接続されており、100メガビットで学外情報網との通信が可能である。

情報処理センター演習室には学生自習用パソコンが100台設置され、17～21時まで自由に利用できる。語学演習室(CALL教室)には24時間利用可能な54台のパソコンが設置され、カードシステムに登録された学生はTOEIC受験のための学習プログラムなどを使った語学自習が可能である。語学教材は学内ネットワークによっても配信されている。そのほか、情報システム工学科のワークステーション室に80台、図書館に18台、スチューデントラウンジに5台のパソコンが設置され、学生はこれらのパソコンあるいは有線・無線LANを経由して学内外のサイトにアクセスし、勉学や生活に必要な情報を得ている。研究室に配属された学部学生や大学院学生は、研究室のパソコン端末を使用して電子メールによる研究・事務連絡、計算サーバによる数値計算や学術情報の検索・収集等を行っている。

情報ネットワークを構成している各種サーバの管理・運用とセキュリティ管理は、情報処理センターに配置された2人の専任教員と技術員が担当している。情報ネットワークの適正な管理・運用を図るために「情報セキュリティポリシー」を制定し、管理体制を定めている。外部からの攻撃や不正アクセスに対する防御のためにファイアウォールを設置するとともに、緊急事態に対して速やかに対応できる体制を整備している。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

## 8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

教育研究、実験実習、共通各施設・設備の利用について運用方針を規定し、円滑な利用のため「利用の手引き」を作成している。各施設の運用規程は大学のウェブサイトに公開されており、施設・設備の利用申込書は、ウェブサイトからダウンロードできるようになっている。学生に対しては施設・設備の利用方法を新入生ガイダンスにおいて周知徹底するとともに、課外活動関係施設など学生が主に利用するものについては、使用規定や使用に当たっての注意事項を学生便覧に掲載し、周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

## 8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

平成19年4月1日現在、図書館の蔵書数は187,861冊、雑誌所蔵は3,925タイトル、視聴覚資料所蔵数は3,988点、電子ジャーナルは2,935タイトルで、利用件数は11,439件(平成18年実績)である。平成18年度の図書館利用者数は181,483人、1日平均の入館者は585人である。図書館は閲覧スペース、情報端末スペース、視聴覚スペース及びグループ学習室2室で構成され、総座席数は266席である。夏季・冬季・学年末の休業期間を除けば土曜日・日曜日にも利用でき、定期試験期間中は22時まで開館している。一般市民にも開放している。

学生用図書については、図書館委員会が各学科等に一定の予算枠内で図書選定を依頼している。授業科目の参考図書は、担当教員の依頼に応じて指定図書として整備している。そのほか、学生・教職員から

投書やインターネット経由で希望購入図書を募り、必要な資料を整備している。

図書館は電算化システムの導入を図り、学術文献・資料の電子ファイル化を進め、学生や教職員が研究室からネットワーク経由で学術文献にアクセスできる。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。



### 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

#### 【評価結果】

基準9を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示す資料として、学生支援課が、シラバス、講義時間割、休講・補講情報、定期試験日程、講義・演習の成績、学生の単位修得状況、教務委員会議事録、再履修者などのデータを収集・蓄積している。各教員は試験答案、レポート、卒業研究論文、修士論文等を保存し、図書館が博士論文を保存している。JABEEによる教育プログラム受審対応の学科は資料の保管場所を設け、随時点検し追記している。また、教務委員会は、学生による授業評価結果、教員研修資料等を収集している。これらの保存については、法人文書管理規程に則り対応している。このように、教育活動に関する資料・データ等は各学科、各担当課において十分に蓄積されているが、そのデータを一括して管理し、分析を担当する部署は設けてはいない。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学部、大学院博士前期課程を対象として、毎年度全教科の授業アンケートが実施され、学習に対する学生自身の取組、教員の授業方法に対する取組が評価されている。授業アンケート結果は各教員に配付され、教員の意識や教育内容、教育技術の改善に利用されている。教育改善の例として、平成17年度に数学・物理学と専門科目の整合性について担当教員と各学科教員が協議し、平成18年度からカリキュラムを改訂している。また、学長と学生との懇談会が学科ごとに開催され、得られた要望や意見は教員あるいは担当者に配付されている。各学科は、クラス担任制度や個別担任制度を導入して学生の意見を聴取している。また、学生支援課が学生生活実態調査を定期的に行って学生の要望などに対応している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業生及び卒業生の就職先企業を対象として、大学における学習・教育の成果がアンケート調査されている。また、JABEEプログラム受審過程で卒業生を招き、外部諮問委員や教員との意見交換を行っている。これらの意見に基づいて教育に対する要請・要望が分析され、学生・卒業生の視点、企業等の視点、

地域の視点から教育の成果及び効果が検証されている。具体的には、国際コミュニケーション教育の充実や数学物理系科目の学習範囲や難易度に対する意見、文科系共通科目に対する要望が挙げられており、これらは、カリキュラム改訂のほか、海外英語研修制度やTOEIC受験支援制度の設立、英語圏外国人教師の増員、コンピュータ支援による語学学習システム（CALL教室）の整備に反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

評価結果を教育の質の向上と改善に反映させるために、全学的に取り組むべき課題を教務委員会が担当し、学科ごとに取り組むことが適切である課題を学科会議あるいはJABEE委員会が担当している。全学的取組としては、FD研修会を毎年度複数回開催している。教育力の向上には授業の相互参観が効果的であり、「ベストティーチング賞」を受賞した教員をはじめとして参観可能な授業科目を各学期で公表して相互授業参観を推奨するなど、教員相互の情報交換や教育スキルの改善を目指した取組が行われている。平成17年度からは教員評価制度に学生の授業評価が取り入れられ、評価の低い科目担当者には学長・理事が授業参観を行い、改善指示を出すなど意識改革に努めている。

学科の取組として、例えば、土木開発工学科では、学科内に教務小委員会、自己点検小委員会、JABEE検討委員会を設置し、それぞれの委員会を年に7～10回開催することによって、学科の教育目標、カリキュラム、教育方法、教育支援及び教育環境体制等が継続的に見直されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

各教員は、毎年度実施される教員評価結果や学生の授業アンケート結果に基づいて、授業内容、授業目標、授業計画、成績評価方法などを改善し、授業開始時に配付する詳細版シラバスを改訂している。授業アンケートの評価結果が低い教員は、相互授業参観を受けるなどして授業方法の改善が行われている。また、ユニークな教育法や新たな教材開発を促進するために教育優秀者表彰（「エクセレントプログラム賞」）が設けられている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

FDの一環として、学内外の講師を招き講演会を開催している。講演題目は、FD活動の啓蒙、学外から見た大学の状況と要望、大学教員の訓練、企業が求める技術者など多岐にわたり、講師陣も、大学、財団、受験産業界、企業など幅広い分野から招聘している。また、新規のメンバーからなるFDワーキンググループを毎年設置し、合宿形式によるワークショップを開催している。ワークショップでの討論内容は、教養教育の在り方、成績評価と履修指導、学生授業アンケートの評価と利用方法、シラバスの作成方法、IT

活用教育、数学教育など、学生や教員の要望に沿った内容になっている。検討結果は報告書にまとめられ教員に配付されている。また、教育内容や教育方法の情報交換、改善のために教員間の授業参観が実施されている。さらに、FDを教員一人一人の問題として意識させる啓発活動の1つとして、全教員に年1回以上のFD研修会参加を義務付けている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-2② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

新任教員を対象としたFD研修を実施し、教育方法改善についての意識向上を促すとともに教育方法が指導されている。各学科等から選出された教員が合宿形式で行うFDワークショップでは、個々の教員や学科等が取り組んでいる教育指導の事例や問題点を話し合い、問題意識や教育技術が共有されている。また、学生からの評価が高い授業の参観や評価が低い授業の役員による指導的参観などが実施されている。その結果、授業評価の平均値が年々向上するとともに、評価点の低かった授業が次年度には大幅に改善されるなどの効果が確認されている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-2③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

技術員については、技術部が中心となって研修会や講習会等を実施し、教育支援業務を遂行するのに必要な専門的知識の習得や技術のスキルアップが図られている。TA、RAについては、担当教員が実験や演習課題を事前に体験させることにより教育補助能力を養成している。また、OJTを適宜行うなどして担当教員との密接な連携の下に教育補助能力の向上を図っている。教務委員会は、TA及びRAの実施要項を策定している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

#### 【更なる向上が期待される点】

- 教育活動に関する資料・データ等は十分に蓄積されているが、その整理と系統的・継続的な分析を一括して行う体制の整備が期待される。

**基準 10 財務**

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 8,994,490 千円、流動資産 1,842,644 千円であり、合計 10,837,135 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 1,837,624 千円、流動負債 2,031,388 千円であり、合計 3,869,013 千円である。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金及び外部資金等で構成されている。

平成 16 年度からの 3 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 18 年度において、経常費用 4,338,011 千円、経常収益 4,356,667 千円であり、経常利益 18,655 千円、当期総利益が 61,975 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、企画運営会議において事前に配分方針を策定し、教育研究評議会、経営協議会、役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

教育研究費の教員分については、教員評価制度における評価点に基づいて傾斜配分している。

また、教育研究活性化経費（学長裁量経費）については、重点研究推進支援及び若手研究者支援等の申請項目を設け、学長、理事によるヒアリングを行い重点的な配分をしているなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

また、施設整備については、老朽化施設の整備について、施設マネジメントを策定して計画的に進めており、設備の整備については、学長裁量経費などでの維持管理を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ監査室を設け、内部監査規則等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が内部監査結果を学長に報告している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

**基準 11 管理運営**

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

**【評価結果】**

**基準 11 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営のための組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議、教授会、研究科委員会が設置されている。役員会は学長、理事2人、非常勤理事1人で構成され、中期目標及び年度計画、予算及び決算、組織の設置及び廃止に関する事項等を審議している。経営協議会は学長、理事2人、副学長2人、事務局長、及び大学に関し広くかつ高い見識を有する学外者6人で構成され、法人の経営、役員報酬・職員給与・退職手当支給の基準、予算・経営に関する事項等を審議している。また、学長補佐4人を配置し、財務・労務、教務・入試、評価、地域連携に関する事項を補佐している。事務組織として、事務局長の下に8課が設置されている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

目標の進捗状況を確認し機動的で戦略的な大学運営を推進するために、学長、副学長、学長補佐、事務局長で構成される「学長・副学長ミーティング」をほぼ毎月開催している。事務局は、各課の連携と情報の共有及び業務遂行の円滑化を図るため、事務局長、課長、副課長で構成される事務連絡協議会を毎週開催している。経営協議会、教育研究評議会、教授会、研究科委員会を開催する際には、役員と事務局長、課長で構成される企画運営会議を事前に開催し、学長が中心となって審議事項と審議内容を確認している。また、必要に応じてワーキンググループやタスクフォースを学長の指示で設置し、重要事項を集中的に審議・企画し遂行している。重要事項の提案は学長が確認し、教育研究評議会、経営協議会の審議を経て役員会で最終決定を行うというプロセスで行われている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生については、各学科に配置されたクラス担任との面談や各教員のオフィスアワーを活用するほか、

学生生活実態調査あるいは学長と学生との懇談会を開催し、大学に対する要望を集約している。また、学内専用ウェブサイトに意見箱を設置し、学生からの要望や意見が学生支援課を経て学長に伝わるようになっている。

教員、事務職員等については、各種委員会や学科等での議論を通じて行っており、重要事項については、全教職員を対象とする全学説明会を開催し、情報を共有するとともに、学長への意見箱を設置し各層からの意見を集約している。

学外関係者については、学部学生及び大学院学生の保護者を対象として父母懇談会を開催し、保護者の立場から大学に対する意見を集約している。また、当該大学の卒業生・修了生、当該大学学生の就職先企業に対してアンケート調査を行い、教育内容やカリキュラム体制に対する満足度や要望を集約している。把握されたニーズは経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等で検討され適宜反映されている。これらのニーズに応えた事例として、図書館にグループ学習室を設置したこと、父母懇談会を当該大学以外の場所で開催するとともに開催回数を増やしたことが挙げられる。

教職員・学生が一体となって環境対策への取組を推進し、平成19年3月にISO14001の認証を取得している。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

非常勤監事2人が業務監査と会計監査を担当している。監事は、毎事業年度初めに監査計画を作成し、必要に応じて役員及び職員に質問及び資料の提供を求めている。また、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に陪席している。監査の結果、改善を要すると認められる事項については監査報告書に入学選抜方法、技術移転、危機管理体制などに関する意見を付記している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営を補佐する教員は、その職務に応じて各種研修会に参加している。事務組織は、国立大学協会が主催する研修会、国立大学協会北海道地区支部や人事院北海道事務局が主催する道内での研修会に参加している。また、事務組織が独自に研修会を企画し、資質の向上に努めている。平成18年度には、若手職員研修、個人情報管理研修、技術部技術員研修を開催し、延べ79人が参加している。また、キャリアアップ研修会を5回開催し、延べ178人が参加している。そのほかに、英会話研修の基礎コースを8回（16時間）開催している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、中期目標において「教育研究評議会や教授会を学長の権限と責任においてよ

りダイナミックで機動的な大学運営が実現できる構成とするとともに、教育研究・運営等で学長がより強いリーダーシップと経営手腕を発揮できる体制を整備し、これを円滑に実現する。」と定めている。この方針に基づき、学内の諸規程が北見工業大学規則集として体系化されている。

規則集では、第1編として、法人の管理運営に必要な組織・運営、総務、人事、財務に関する規程がまとめられ、第2編として、大学の管理運営に必要な学則、教授会及び委員会、副学長及び学科長等、事務組織、研究協力及び国際交流、施設、入学者選抜及び教務、学生支援、図書館、学内共同教育研究施設等、大学院及び学位に関する規程がまとめられている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の中期目標、中期計画、年度計画をウェブサイトに掲載している。会議開催状況及び議題一覧（経営協議会、教育研究評議会、教授会、研究科委員会）、財務に関する情報（財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告書）、業務実績に関する報告書等を事業年度ごとに蓄積している。学事、規程改正、諸報は北見工業大学学報としてまとめている。そのほか、広報誌等により活動状況の記録が蓄積されている。

これらの情報をすべて電子ファイル化し大学のウェブサイトに掲載している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成16年度の国立大学法人化に伴い、平成16年4月から平成22年3月までの6年間にわたる中期目標と中期計画を作成し、文部科学大臣に制定・認可されている。その後、事業年度に係る業務の実績に関する報告書（年度評価）を年度ごとに作成し、大学の総合的活動状況の評価に係る基本的事項である教育研究の質、業務運営、財務内容、情報公開、予算・収支計画、施設・設備、人事計画等の状況を中期目標に照らして自己点検・評価している。教員については、教育活動、研究活動、大学活性化、社会貢献に分類し、それぞれの活動状況を定量的に自己点検・評価するための「教員評価制度」を設立し、平成17年度から実施している。個々の教員は教員評価制度のほかに、中期目標・計画期間中の研究目標、3か年の研究成果の見通しと計画、研究成果に対する「自己評価書」を作成し、自己点検・評価の資料としている。教員評価制度で集約されたデータは評価委員会によって分析され、その結果は、役員会、経営協議会で審議され、教育研究評議会に報告されている。なお、事務職員及び技術員に対しても業務計画書・達成状況申告書及び自己評価書・上司評価書から成る評価制度を定め、平成18年度から本格的に実施している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

事業年度に係る業務の実績に関する報告書（年度評価）の内容を教育研究評議会で説明するとともに、ウェブサイトに掲載することによって学内外に公開している。



教員評価制度に基づく自己点検・評価結果の概要を教育研究評議会で報告するとともに、学科等との懇談会で説明している。教員個々の評価結果を含む自己点検評価結果の詳細及び分析結果を学内専用ウェブサイトに掲載し、その概要を大学ウェブサイトで学外に公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

法人化後は、中期目標・中期計画に係る業務実績報告書（年度評価）を毎年度作成し、これを自己点検・評価の資料として、外部有識者6人を含む経営協議会及び学外の非常勤理事を含む役員会にいずれも学外の非常勤監事2人を陪席させ、検証を受けている。平成18年度には学外者による外部評価委員会を設置し、大学機関別認証評価のための自己評価書の検証を书面調査と訪問調査により行っている。

また、国公私立大学等の一部が実施している格付け評価を実績の高い民間の格付け機関に依頼し、「AA」の格付を取得している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

当該大学では、文部科学省による「事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」に指摘された改善事項を踏まえ、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等で改善の方針と方法が検討されている。また、学科等との懇談会、教職員を対象とした全学集会を開催し、教育の質の向上、研究の活性化、経費の節減等に関する問題点と課題の共有化が図られている。

具体的な改善への取組としては、平成19年3月にISO14001認証、平成19年度における4セメスター制（週2コマで7～8週間）の試行などを挙げることができる。さらに、監事からの指摘を踏まえて、大学院学生支援の強化、学科選択制への移行などの改善が行われている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 学長のリーダーシップの下に積極的に改革に取り組んでいる。
- 教職員・学生が一体となって環境対策への取組を推進し、平成19年3月にISO14001の認証を取得している。



## <参 考>



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 国立大学法人北見工業大学

(2) 所在地 北海道北見市

(3) 学部等の構成

学部：工学部

研究科：工学研究科（博士前期・後期課程）

附置研究所：なし

関連施設：保健管理センター，情報処理センター，地域共同研究センター，機器分析センター，未利用エネルギー研究センター，サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，国際交流センター，ものづくりセンター

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部1,813人，大学院248人

専任教員数：154人

### 2 特徴

本学は、昭和35年に国立工業短期大学として設置された後、昭和41年に北海道の更なる開発振興を担う工業技術者等も育成するため、4年制の工業大学に移行した。その後、昭和59年には大学院工学研究科修士課程が設置された。また、平成5年には9学科の小講座制から6学科の大講座制に改組している。さらに、平成9年には、修士課程を基本に、博士前期課程及び博士後期課程へ改組し、平成16年の国立大学法人化を経て現在に至っている。本学は「人を育て、科学技術を広め、地域に輝き、未来を拓く」を理念とし、「高度化・複雑化している科学技術の急速な進展の中で、個々の専門分野についての基盤的な技術、知識を有するのみならず、学際領域や新しい分野の開拓にも柔軟に対応できる能力を持ち、自然と調和した科学技術の発展と国際社会への対応も念頭においた技術開発を行い得る人材を養成する」ことを使命としている。この使命を達成するために4つの基本目標を設定しているが、教育については「向学心を喚起し、創造性を育み、将来の夢を拓く教育」を掲げている。すなわち、学部教育においては個別の学修指導と体験学習を強化することで総合的な視野を踏まえた実践的問題解決力を有する技術者を養成し、大学院教育においては創造性に富み企画力や指導力を発揮し今後の科学技術創造立国の一翼を担うため我が国の産業社会を支える高度な専門的知識と国際性を備えた高度技術者を養成することを目指している。研究活動では「自然と調和するテクノロジーの発展を目指して」をスローガンとして、北見工

業大学の立地条件を活かした寒冷域工学等に関する研究実績をさらに発展させるとともに、最先端の学問分野や学際領域での研究も推進し、「個性に輝き、知の世紀をリードし、地域特色のある研究」を目指している。さらに、上記の教育目標と研究目標を達成することによって「地域のニーズに応え、地域をリードし、地域の発展に貢献」すること、また「国際的視野を踏まえた教育・研究、学生・教職員の国際化を推進」することを目指している。

本学の理念と使命および基本目標を遂行するための特徴ある取組として次の諸点が挙げられる。

教育での取組

①「向学心」を持ち「もの創り」に対する「好奇心」と意欲「工学を志す心（工学心）」を持つ学生が入学することをアドミッション・ポリシーとしている。

②学部教育では、工学専門分野の基礎学力を修得したうえで、専門分野及びそれに密接に関連する応用課題についての体験学習を通じて、理解力、判断力、応用力、問題解決力などを高める教育を行っている。

③大学院教育では、「未来志向を喚起する教育」を行い、「知」の世紀をリードする個性ある高度技術者・研究者を養成している。

④学部・大学院教育を通して、国際社会に適応可能な「幅広い教養」と「豊かな人間性」を育みながら、自らが新しい時代を切り拓くことのできるたくましい日本人を育成するための「人間力教育」を行っている。

研究での取組

①本学の「個性」である寒冷域のエネルギー、環境、社会基盤技術に関する研究を中心的な柱としている。

②重点研究分野としてエネルギー環境部門、バイオ・材料科学部門、情報科学部門、社会基盤部門の4分野を設定し、研究活動の集約化と個性化を進めている。

③農業地帯に立地する工業大学として、一次産業の高付加価値化などを支援する研究分野を開拓している。

④情報科学分野を核として、工学と医学、工学と福祉との境界領域への進出に取組んでいる。

社会貢献・国際交流での取組

①地域共同研究センターを中心に多くの事業を通して地域との連携・協力を進めている。

②留学生の積極的受入れ、協定大学への本学学生の派遣、学生の海外語学研修を積極的に進めている。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学学部は、「教育基本法にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに深く専門の学術を教授研究し、もって国家社会に寄与し、あわせて産業の興隆と文化の進展に貢献すること」を目的としており、本学大学院は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること」を目的としている。この目的のもと、学部教育では、総合的な視野を踏まえた実践的問題解決力を有する技術者を養成すること、大学院教育においては、我が国の産業社会を支える高度な専門的知識と国際性を備えた高度技術者を養成することを使命としている。研究では、本学の立地条件を活かした研究実績をさらに発展させ、最先端の学問分野や学際領域での研究を推進する中で「自然と調和するテクノロジーの発展を目指すこと」を使命としている。

この使命を達成するため、教育、研究、社会貢献・国際交流活動について次に示す基本方針を挙げている。

学部教育では、学生参加型授業を重視し、学生自身の創意工夫を活かせる「実践的な教育」の実現を目指す。大学院教育では、「未来志向を喚起する教育」を行い、「知」の世紀をリードする個性ある高度技術者・研究者を養成する。研究活動では、寒冷域のエネルギー・環境、社会基盤技術に関する研究を一つの中心的な柱とし、農業地帯に立地する工業大学としての役割も果たせるようバイオ・材料分野を強化する。また、情報科学分野を核として、工学と医学、工学と福祉との境界領域への進出に取組む。社会貢献・国際交流では、地方自治体との協力体制を一層強化することによって地域のニーズに密着した貢献を図り、地域社会の教育、経済、文化レベルの向上に寄与する。また、国際貢献と教育研究の国際化の一層の進展を図る。

本学がその基本方針に沿って達成しようとする目標を次に示す。

### 1. 教育の成果に関する目標

- ・教養教育では、「幅広く深い教養」と「豊かな人間性」を育むとともに、発表力、文章力のような「学術リテラシー」を身に付けさせ、国際観、倫理観等の人間力を高める教育を行う。

- ・学士課程の教育においては、工学専門分野の基礎学力を修得した上で、専門分野及びそれに密接に関連する応用課題についての体験学習を通じて理解力、判断力、応用力、問題解決力などを高める教育を行う。

- ・大学院教育においては、高度な専門的知識や技術を教授するとともに、留学生・外国人研究者との交流も進め、総合的視野を背景として、国際性、企画力、指導力、創造性を兼ね備えた人材を養成する。

### 2. 研究の成果等に関する目標

- ・特色ある研究分野、高い水準にあると評価を受けている研究分野、あるいは地域の特質や産業の背景、及び要請等の高い研究分野を重点化する。

- ・研究成果を社会に還元するため、経済効果の高い産業の創生、商品化につながる特許の取得等を積極的に進める。

- ・研究組織の弾力的運用を行うため、重点研究分野にある比率で教員を配置し、大型研究プロジェクトを構成し得る組織を構築する。

- ・教員採用については最重点分野を中心に優秀な若手研究者・女性研究者・外国人研究者の任用を促進し、教員採用の公募制の徹底と任期制の導入により、研究者の流動性を高める。

- ・RAや非常勤研究員、技術職員等の人的資源の有効活用を図り、効率的・効果的な研究支援体制を構築する。

- ・教員の研究専念時間を確保するとともに、研究スペース・設備の効果的な運用のためのシステムを構築する。

- ・優秀な若手研究者の研究専念時間を確保し、高額機器の有効活用を図るための制度を構築する。

- ・本学が行う自己点検・評価結果に基づいて教員の待遇面への反映あるいは改善命令を行えるようなシステムを構築し、研究の質の向上及び改善を促進する。

- ・教育研究の活性化、高度化、個性化を推進するために、センターを充実し、教育研究組織との一体的な運営体制を進める。

### 3. 社会との連携、国際交流等に関する目標

- ・本学と北見地域連携推進協議会の連携をより一層強化し、地域社会への研究面、教育面でのサービス体制を確立する。

- ・国際的な連携・協力のため、交流協定校の拡大を図り、短期留学生の相互交流を増大させる。また、国際共同研究などを推進し、本学の研究成果などを発展途上国などに還元する。また、協定大学の研究者との相互交流を進めるために定期的に国際シンポジウムを企画する。

### 4. 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- ・教育、研究、社会貢献を柔軟に効率よく推進するため、それぞれの目的別に運営体制を改善して業務内容の重複を避け、かつ全体としての調和を図る。

- ・教育研究評議会や教授会を学長の権限と責任においてよりダイナミックで機動的な大学運営が実現できる構成とするとともに、教育研究・運営等で学長がより強いリーダーシップと経営手腕を発揮できる体制を整備し、大学の資源配分の基本戦略についての全学的合意を形成し、これを円滑に実現する。

- ・産学官連携の強化などに対応できるよう事務組織及び委員会組織を強化する。

- ・教育研究組織は、中期目標・計画の設定期間に対応させて、その節目毎に絶えず見直しを図り、弾力的設計を重視する立場から改組・転換に取り組む。

- ・個々の教職員に対して、それぞれの職務に期待される職務内容と水準、及びその評価基準を明確にした上で、その業績を給与に適切に反映させ得る人事システムを構築する。

- ・多様な経験と多才な能力を有する優秀な教員をできるだけ多数確保できるように、公募制を堅持するとともに、任期制を促進する。

- ・大学運営に積極的に対応できる事務体制を整備し、人材の効率的な配置と業務全般の効率化・合理化を図る。

### 5. 財務内容の改善に関する目標

- ・外部資金あるいは自己収入等の確保に対する教職員の意識改革を進めるとともに、外部資金導入にインセンティブ制度を設けるなどして資金獲得を拡大する。また、大学支援組織からの寄附の受け入れ体制を整備する。

- ・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人員配置の適正化などを進め、人件費削減の取組を行う。

- ・今後の教育研究の高度化・活性化を考慮しつつ、各種業務の合理化、効率的な施設運営を進め、管理的経費を節減する。

- ・体育館、講堂、講義室、図書館、研究センター、及び研修所などの施設は、効果的に教育研究等の利用に供するとともに、地域社会等にも積極的に開放し貢献することに努める。

- ・運営費交付金、外部資金等を効果的に教育研究等に資するとともに、これらの資金等の適切な管理に努める。

### 6. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- ・教育研究等の自己点検評価体制を確立するとともに、大学評価・学位授与機構の評価結果などにに基づき、教育研究あるいは業務の改善を進め大学の活性化を図る。

- ・教育研究活動に関する情報を広く公開し、受験生の確保、生涯学習の推進、企業等との研究協力体制の活性化を図る。

- ・情報発信の一元化を進め、対象者に応じた的確かつ適時性のある広報システムを確立する。

### 7. その他業務運営に関する目標

- ・大学の活性化・個性化・高度化を推進するため、重点的かつ計画的に施設・設備の更新あるいは整備を行い、国際水準を満たす教育研究環境の構築を目指す。

- ・教職員、学生等の教育研究活動時の安全教育を進め、学内の防災・安全管理体制を確立するとともに、「自然と調和するテクノロジーの発展を目指す大学」に相応しい学内環境整備を進める。

### iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

#### 基準1 大学の目的

本学は、学校教育法にのっとった「大学の目的」を学則に、そして「大学院の目的」を大学院規程に掲げるとともに、地方の工科大単科大学としての存在意義を明確にするために、より具体的に大学の理念及び基本目標を定めている。理念及び基本目標は、大学概要、ホームページ、入試資料、シラバス等に標語として以下のように記載している。

理念 「人を育て、科学技術を広め、地域に輝き、未来を拓く」

基本目標 1) 「向学心を喚起し、創造性を育み、将来の夢を拓く教育」

2) 「個性に輝き、知の世紀をリードし、地域特色のある研究」

3) 「地域のニーズに応え、地域をリードし、地域の発展に貢献」

4) 「国際的視野を踏まえた教育研究、学生・教職員の国際化を推進」

これらの理念、基本目標の内容は、学校教育法の定めを外れるものではない。

理念、基本目標の公表は、教職員に対してはそれらを記載した大学概要の配布、全学説明会及びホームページを通じて、在学生に対しては学生便覧、シラバスの配布、各種ガイダンス及びホームページを通じて実施され、大学の全構成員に対して十分に周知されている。また、大学概要を関係諸機関に配布するとともに、ホームページを通じて広く公表している。入学志願者に対しては、ホームページでの対応に加え、大学案内、入試パンフレット、募集要項の配布や進学相談会、オープンキャンパスでの説明により周知を図っている。

在学生に関しては、大学の理念・基本目標に沿って定められた各学科の教育目標についてもシラバスやガイダンスを通じて周知が図られている。また、父母懇談会の場を利用して、在学生の父母に対しても理念・基本目標の公表がなされている。

以上のことから、本学では、「大学の目的」が明確に定められているとともに、その内容を広く社会に公表することに対して十分な対応が取られている。

#### 基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は、「総合的な視野を踏まえた実践的問題解決力を有する技術者を養成する」という本学の教育目的に基づき、工学における基盤技術を体系化した6学科と共通講座からなる単一学部（工学部）で構成されている。学科構成は本学の4重点研究分野と適切に対応している。本学では教養教育を通して、「幅広く深い教養」と「豊かな人間性」を育むとともに、発表力、文章力のような「学術リテラシー」を身に付けさせ、国際観、倫理観等の「人間力」を高める教育を行うことを目指している。また、工学研究科が設置され、「未来志向を喚起する教育」を行い、「知」の世紀をリードする個性ある高度技術者・研究者を養成すること、国際性、企画力、指導力、創造性を兼ね備えた人材を養成することをその基本方針としている。博士前期課程には学部と同一名称の6専攻が設置され、博士後期課程には前期課程の6専攻を機能的に融合したシステム工学専攻と物質工学専攻の2専攻が設置されている。これらの専攻では、関連する学科における教育・研究成果の上に立った発展的であり専門的な教育研究と専攻共通に係る学際的教育を行い、専門的な業務に従事する自立した技術者として必要な能力と豊かな学識を養成している。また、学内共同教育研究施設（センター）は、重点研究分野の学科横断的な拠点として機能している。教育活動に係る重要事項を審議し検討する組織として、教育研究評議会、教授会及び教務委員会を設置し、各々の審議事項を明確にして適切に審議している。

以上、本学の教育研究の目的を達成するために、適切な組織が設置され、適切に審議し運営されている。



### 基準3 教員及び教育支援者

教育目的を達成するため、教員組織編制の基本的方針が定められ、その方針に基づいて教員組織が編成されている。また、大講座制を採用することにより柔軟な運営ができる体制となっている。学部の教育課程の遂行に必要な専任教員数、大学院における研究指導教員および研究指導補助教員は、それぞれ、大学設置基準を十分に満たしている。また、各教員はその研究成果を学士課程及び大学院課程の講義に反映している。教員の年齢構成はバランスがとれている。教員の採用にあたっては公募制と任期制を導入している。また、教育優秀者表彰の制度を設けることにより、教育内容および教育方法の改善を図っている。教員の採用や昇任の基準と手続きは明文化され、教員選考委員会による選考結果を教育研究評議会で審議したうえで決定している。教育上の指導能力や大学院課程における教育研究上の指導能力についても基準を定めて審査している。本学は、教員評価制度を導入し、全教員を対象とする教育活動、研究活動、大学活性化及び社会貢献度の評価を毎年度行っている。教育活動の評価項目には目標値が設定されているため、各教員は目標値に対する達成度を把握し自己改善に供することができるようになっている。教育課程展開のための事務的支援は学生支援課が所掌し適正な人数が配置されている。技術員は技術部として組織化され、派遣方式を採用することによって各学科・センター等に適正に配置されている。また、博士前期課程学生のほぼ全員がティーチング・アシスタントとして採用されている。

以上のように、教員組織及び教育支援体制は、学士課程、大学院課程の教育を実施する上で適切な対応となっている。

### 基準4 学生の受入

本学は、工科系単科大学として「向学心を喚起し、創造性を育み、将来の夢を拓く」教育と「個性に輝き、知の世紀をリードし、地域特色のある」研究を実現するため、学部のアドミッション・ポリシーを「向学心、工学心、好奇心を備えた学生を求める」と定めている。このポリシーに合致した学生の選抜を行うべく、一般選抜と特別選抜を実施している。一般選抜では、数学・理科・英語の配点を高くして、アドミッション・ポリシーに沿った選抜を実施している。また、特別選抜として実施している推薦入試では、面接及び小論文を課すことによりアドミッション・ポリシーが求める学生の選抜を実施している。アドミッション・ポリシーに沿った学生をより多く入学させるために、推薦入試定員枠の拡大を図るとともに、合格ラインを越えても定員枠の関係で不合格になる学生がいる場合には、面接・小論文の成績に基づき、各学科とも定員に若干人を上乗せして合格者を出している。また、工業高校等の出身学生に対しても広く門戸を開放している。

大学院工学研究科では、アドミッション・ポリシーを、①博士前期課程では高度技術者として、また後期課程では高度専門技術者若しくは研究者として社会に貢献しようとする意欲のある人、②問題に積極的に取り組み、深く考察し、粘り強くその解決策を探求しようとする意志を有する人、③研究・開発能力を培うに必要な専門基礎学力を有し、高度な科学技術の修得・研究の推進に対して強い意欲を有し、その実現に向けて努力する人、と定めている。大学院博士前期課程への進学者の大部分は本学学部出身者で占められる状況であり、学部時代の工学部学生としての評価を参考にしながら選抜が実施されており、アドミッション・ポリシーに沿った選抜が実施されている。学部・大学院ともアドミッション・ポリシーは、本学ホームページに公表され、募集要項に明記されている。また、選抜はマニュアルにのっとり厳正に行われている。

以上のように、学部及び大学院とも、アドミッション・ポリシーが明確に定められているとともに、広く公表されている。また、そのポリシーに沿った選抜が公正に実施されている。したがって、学生の受入に関して十分な対応が取られていると判断できる。

## 基準5 教育内容及び方法

### <学士課程>

本学は工科系単科大学として、「自然と調和するテクノロジーの発展を目指して」をスローガンに掲げ、科学技術の発展と国際社会でも活躍できる技術者の養成を目的として教育・研究を行っている。その目的に沿って、教養科目と専門科目がそれぞれクサビ型と逆クサビ型にバランス良く配置されている。専門科目については、必修科目と選択科目の割合、講義・演習・実験・実習科目区分、開講科目間のつながりと開講時期等が十分配慮されている。また、工科系学生として基本的な必要事項を全学科の学生が取得できるように選択科目Ⅲの科目群を設け、安全工学やインターンシップ等を配置している。語学は英語を必修としているが、それに加えて第二外国語として中国語、ロシア語も開講し、近隣諸国とのコミュニケーションを取れる人材育成を目指している。その他、人文社会系科目についても選択科目Ⅰのカテゴリーの中でバランス良く配置し、幅広い教養を備えた学生の育成に配慮している。全体的に、各授業の内容は各教員の専門分野の研究成果を反映する形となっている。各授業科目ともその科目の特性に応じて、TAの活用、対話・討論形式の導入、IT機器の活用等が行われている。シラバスは入学年次に科目関連表を含む概要版を配布し、学士課程4年間の学習の流れを学生に周知するとともに、各授業のはじめに詳細版を配布して授業内容等の周知を徹底している。また、図書館の夜間開放、休日開放を実施するなどして学生の自習環境の改善を図っている。さらに、全教員がオフィスアワーを設定し、学生が質問しやすい環境を整えている。卒業認定等の重要事項は学則に定め、学生便覧やシラバスで学生に周知している。成績評価基準や方法はシラバスに明記され、各教員は学生に周知した方法にしたがって透明で公正に成績評価を行うシステムになっている。また、成績に対する異議を随時受け付け、訂正が可能なシステムを整えている。

### <大学院課程>

本学大学院の教育課程は、博士前期課程においては「高度の専門性と幅広い教養を有する技術者の養成」を目標とし、後期課程においては「広い視野を持った高度な技術者・研究者の養成」を目標としている。それぞれの課程の目的に沿って各専門分野に関する科目をバランスよく配置するとともに、技術者として重要な素養である英語コミュニケーション能力の習得を目的とした科目や、教養の習得を目的とした人文・社会等の分野に関する科目を開講している。学生に対する対応に関しては、新入生ガイダンスや指導教員による指導を通して、学生が自らの学習目標を設定し、科目履修選択を効果的に行えるよう適切な指導を行い、学習・研究の実質的な推進がなされるよう考慮している。シラバスとして、入学時に配布される冊子体と授業開始時に配布される詳細シラバスの2種類が用意されており、学生の科目履修に活用されている。前期課程・後期課程のいずれにおいても、基本的にすべての授業科目において少人数教育が行われ、また多くの科目において対話・討論形式の授業形態が取り入れられ、教育内容に応じて適切な学習指導法の工夫がなされている。また、教員の研究活動の成果がおおむね授業内容に反映されている。前期課程・後期課程学生はTAとして教育指導者としての能力を向上させるための訓練の機会が与えられ、また、若手研究者としての能力向上のため、優秀な後期課程学生をRAとして研究プロジェクトに参画させるためのシステムも完備・機能している。研究の推進や学位論文の作成に関しては、学生の志望も考慮して指導教員を選任し、研究指導を行っている。前期課程・後期課程ともに指導教員に関する規定が明確に定められ、特に後期課程においては3名の指導教員による複数指導体制をとっている。前期課程の修了認定は、大学院規程及び「学位論文審査取扱要領」に基づき、指導教員を主査とする審査委員会で適切に審査され、その結果と修得単位数をもとに研究科委員会で審議・修了認定している。後期課程においては、主指導教員を主査とする5名以上の審査員からなる審査委員会を設置し、専攻ごとに定められた受理基準に基づいてその内容を厳格に審査している。その審査結果と修得単位数をもとに研究科委員会で審議・修了認定を行っている。これらより、学士課程、大学院課程とも、それぞれの教育課程が体系的に編成され、授業形態、学習指導法も適切に整備されているといえる。また、研究指導、成績評価、単位

認定，修了認定も規定にそって適切に行われている。

## 基準6 教育の成果

本学の理念と基本方針を基に各学科において「学習・教育目標」を掲げ、これらを全学的な履修ガイダンス及び各学科ガイダンスの場で説明することにより学習目標を達成するための学習計画を理解させている。目標達成の状況把握や評価に関しては、全学的には教務委員会において学科横断的な観点から教育目標の達成状況を把握している。各学科においてはJABEE委員会あるいはJABEE認定に向けた委員会を設置し、教育計画や評価について達成状況の確認や評価を行っている。

学生による授業アンケートは全科目を対象としており、学生自身の取り組みの状況を把握するとともに、その結果を教員にフィードバックし、個々の授業科目の実施方法の改善や評価・見直しに役立てている。アンケート結果によれば、学部生、大学院生の多くが教育効果を得られたと回答している。

学生の単位取得，進級，卒業（修了）の状況を把握するために、本学では各学年における単位修得状況をチェックし、早期修学指導を徹底している。

卒業後あるいは修了後の就職に関しては、学部卒業生の70%弱及び大学院修了生の80%が製造業，情報通信業，建設業等の技術者として北海道を含む全国地域に就職している。また，研究内容の多くが学会で発表され，国際的にも通用する成果を上げている。したがって，本学の基本方針である「創造性を育み，将来の夢を拓く」教育と「知の世紀をリードし，地域特色のある」研究の効果が上がっていると判断できる。卒業（修了）生，卒業（修了）生の就職先企業に対するアンケート結果によれば，卒業生からは，工学基礎力や専門知識に関して教育効果と成果が得られたという評価が得られているが，外国語によるコミュニケーション能力開発のための教育の充実などについて意見が寄せられている。企業からは，本学卒業生の基礎学力や適応性は評価できるが，より一層の基礎学力の充実が重要であるという指摘も多い。これらを総合して，①学生（卒業生を含む）の視点，②教員の視点，③企業等の視点から教育の成果や効果を検証し，本学の教育目標と社会的要請の整合性を確保する取り組みを行っており，また，卒業（修了）生及び企業の評価結果等を総合して教育の成果や効果は上がっていると判断できる。

## 基準7 学生支援等

学部及び大学院において新入生に対するガイダンスを実施し，修学指導を行っている。また，学部学生については学年進行に応じて合宿によるオリエンテーションを行うなど，就学指導と進路指導を適切に行っている。また，全ての学科でクラス担任制を実施しているが，一部の学科では個別担任制を採用することによって各学生の修学指導記録を学科全体で共有化し，きめ細かな指導を行っている。学習支援に関しては，各教員がオフィスアワーを設定し，学習相談・助言を行うとともに，授業アンケートと学生生活実態調査を定期的に行い，学生の学習支援・生活支援に関するニーズを把握している。大学院については，職務上学習時間の制約を受け通常年限で修了できない社会人大学院生を対象に「長期履修制度」を設けるとともに，授業料の減免等を行っている。留学生については，指導教員1名と学生チューター1名を配置し学習支援・生活支援を行っている。自主的学習のための環境支援として，情報処理センター等に200台近くのパソコンを設置し，授業以外で学生が自由に使用できる環境を整えている。情報システムワークステーション室は24時間利用が可能である。また，図書館にグループ学習室を設置し図書館閲覧室での自習を可能にしている。課外活動への支援については，財政的援助，施設面での支援に加え，サークルリーダーを対象として「リーダーシップトレーニングセミナー」を毎年行っている。学生の学習及び生活相談の窓口として「学生よろず相談室」を設け，すべてのハラスメントに対応する相談員を配置している。学生の経済的援助については，日本学生支援機構の奨学金以外に，本学学生を対象とした北見市の奨学金制度および大学独自の奨学金制度を実施し，入学科・授業料の免除を行って

いる。以上のように、学生に対する履修指導と学習支援が適切に行われ、自主学習環境が整備されている。また、学生の生活や就職、経済面での援助等も適切に行われている。

#### 基準 8 施設・設備

本学の敷地面積と校舎面積は大学設置基準を満たしており、教育研究施設として学科棟、共通講座棟、講義棟の他、情報処理センター等と総合研究棟が使用されている。総数 33 室の講義室・演習室には有線・無線 LAN 設備、OHP 装置、液晶プロジェクター等の授業援用機器が適正に設置されている。語学演習室 (CALL 教室) は学生が 24 時間利用できるシステムになっており、情報処理センター演習室には 100 台のパソコンが設置されている。図書館は夏季・冬季・学年末の休業を除けば土曜・日曜も利用でき、定期試験期間中は夜 10 時まで開館している。その他の共用施設として、講堂、大学会館・保健管理センターがある。屋内外運動施設と文化系サークル共用施設は学生数に対して十分な規模と数を有しており、キャンパス内には身障者対応エレベーター、トイレ、スロープが適正に配置されている。本学の情報ネットワークは「高速キャンパスネットワーク」で構成されており、学生は、情報処理センター演習室、語学演習室 (CALL 教室)、図書館、スチューデントラウンジに設置されたパソコン端末や情報コンセントを経由して学内外のサイトにアクセスし、勉学や生活に必要な情報を得ている。情報ネットワークの運用・管理については「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報処理センターが担当している。教育研究、実験実習のための共通各施設・設備の利用については運用方針を規定し、「利用の手引き」をホームページに公開するとともに、学生に対しては新入生ガイダンスで周知している。本学図書館の蔵書数は、平成 19 年 4 月 1 日現在、187,861 冊、雑誌所蔵は 3,925 タイトル、視聴覚資料所蔵数は 3,794 点であり、平成 18 年度の図書館利用者数は 181,483 人、1 日平均の入館者は 585 人である。図書館は閲覧スペース、情報端末スペース、視聴覚スペース及びグループ学習室で構成され、パソコンや情報コンセントが適正数配置されている。図書館は、本学の学生・教職員だけでなく一般市民にも開放している。学生用図書については、各学科等に図書選定を依頼しその資料に基づいて購入し、授業科目の参考図書は担当教員の依頼に応じて指定図書として整備している。その他に、学生・教職員から投書やインターネット経由で希望購入図書を募っている。本学図書館は学術文献・資料の電子ファイル化を進めており、学生や教職員は研究室から学術文献にアクセスできるようになっている。また、文献情報データベース等の説明会を定期的に開催し活用の促進を図っている。以上のように、教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備、図書等の資料が整備され、有効に活用されている。

#### 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の実態を示す資料等を学生支援課が収集・蓄積し、学生の試験答案、卒業研究論文、修士論文等を各学科・専攻等が保存している。JABEE 対応の学科は資料の保管場所を設け、必要なデータを蓄積保存している。学生の意見を聴取する手段として授業アンケート、学長と学生との懇談会、クラス担任や個別担任との面談、学生生活実態調査を行っている。学外関係者の意見を聴取する手段として、卒業生と就職先企業にアンケート調査を実施している。得られた要望や意見は、カリキュラムの整備や海外英語研修制度、語学学習システムの整備等に反映されている。

評価結果を教育の質の向上と改善に結び付けるために、全学的には教務委員会あるいはファカルティ・ディベロップメント (FD) 研修会で継続的に取り組んでいる。その結果、授業科目編成のフローチャート、教員相互の授業参観などが実現している。各教員は、毎年度実施される教員評価結果や学生の授業アンケート結果に基づいて授業開始時に配布する詳細シラバスの内容を改善している。また、授業アンケートの評価結果が低い教員は、相互授業参観を受けるなどして授業方法の改善を行っている。一方、ユニークな教育法や新たな教材開発を促進するため教育優秀者表彰を設けている。ファカルティ・ディベロップメント (FD) については、広範

圏の分野から講師を招いて講演会を開催するとともに、合宿形式によるFDワークショップを毎年開催している。ワークショップでの討論内容は、教養教育のあり方、成績評価と履修指導、学生授業アンケートの評価と利用方法など、学生や教員の要望に沿った内容になっている。FDワークショップでは、個々の教員や学科等が取り組んでいる事例を話し合い、問題意識や教育技術を共有している。その結果、授業評価アンケート結果の全学的平均値は年々向上している。教育支援を行う技術員については、技術部が中心となって教育支援業務を遂行するのに必要な専門的知識の向上や技術のスキルアップを図っている。ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) については、担当教員が授業に先立ち事前説明会をするなど教育補助能力を養成している。このことより、教育の質を点検・評価し、改善する体制が機能しており、教員、教育支援者・教育補助者の資質向上のための取組も適切に行われている。

#### 基準 10 財務

本学の資産は、法人化以前の土地・建物等全て国から出資を受けており、財源についても運営費交付金として継続的に措置されていることから、安定した教育研究活動が遂行可能である。また、学生納付金については、適正な学生数により継続的な収入を確保しており、外部資金についても積極的な研究活動などにより増大する傾向にある。

収支に関わる計画等については、学内諸会議における検討・審議を経て策定しており、大学のホームページに掲載し、公表している。予算及び収支計画等の定期的点検を実施し、弾力的かつ適正に執行し、支出超過とはなっていない。また、教育研究費の教員評価制度による傾斜配分、施設設備の重点的整備等、適切な資源配分がなされている。

財務に関する監査として、監事及び会計監査人により監査が実施され、いずれからも適正である旨の報告書が提出されている。また、本学の財務諸表等については、文部科学大臣の承認後、官報に公示し、監事及び会計監査人の意見とともに閲覧に供し、大学のホームページに掲載するなど適切な形で公表されている。このことより、教育研究活動を安定して遂行できる財務基盤を有し、収支計画が適切に履行され、財務監査が適正に実施されている。

#### 基準 11 管理運営

学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学の管理運営を推進し、中期目標の進捗状況を確認あるいは新たな提案事項などを協議するために、学長・副学長ミーティングを毎月開催し、また、事務連絡協議会を毎週開催している。また、企画運営会議を適宜開催し、審議事項と内容の確認及び執行部と事務組織の意思の疎通を図っている。監事は、管理運営に係る重要な会議に出席し改善を要する事項について意見を述べるとともに、監査報告書を提出するなど適切な役割を果たしている。役員は、管理運営という任務を果たすべく各種研修会に参加するなどして資質の向上に努めており、事務組織は、全国規模の研修会、地域研修会の他、独自に研修会を企画している。大学の管理運営に関する方針は中期目標に定められており、この方針に基づいて作成された諸規程は北見工業大学規則集として体系化され、ホームページに公開されている。大学の目的と計画、大学運営の活動状況に関する議事録、事業報告書、学報、広報誌等はすべてホームページに掲載されており、大学構成員は随時アクセスが可能である。本学の活動状況については、国立大学法人評価委員会に提出する年度評価及び教職員の評価によって、教育・研究活動、社会貢献あるいは財務状況を自己点検・評価している。中期目標・中期計画に係る自己点検・評価結果の外部者による検証は経営協議会及び役員会で行われ、機関別認証評価に沿った形の自己評価について、外部評価委員会で検証をうけている。このように、大学の目的を達成するための管理運営体制、事務組織がその方針と規定に基づいて有効に機能しており、活動状況の自己点検・評価と結果の公表がなされている。